

## 17・18世紀アムステルダムの金融市場の構造

|       |  |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2017-10-03<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 宮田, 美智也<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/2297/24014">http://hdl.handle.net/2297/24014</a>                          |

# 17・18世紀アムステルダムの 金融市場の構造

宮 田 美 智 也

## 目 次

### 序言

- I 外国為替決済制度と担保前貸制度
  - (1) 外国為替決済制度と担保前貸制度
  - (2) 低金利形成の（二重）構造
- II 引受信用制度の発展と対イギリス証券投資の拡大
  - (1) 引受信用制度とその構造
  - (2) 対イギリス証券投資の拡大
- III 1763年恐慌と1773年恐慌
  - アムステルダム金融市場の没落——
  - (1) 1763年恐慌——引受信用制度の破綻——
  - (2) 1773年恐慌——証券投資制度の破綻——

### 結言

## 序 言

ヨーロッパ近世経済史上に輝くオランダ共和国（1581—1795年）の興隆は、周知のように、アムステルダムを中心に仲継商業が繁栄したことに基づく<sup>(1)</sup>。アムステルダム仲継商業とは、いうまでもなく、世界（ヨーロッパ）の商品をいったん同地に集積し、場合によってはそれらに加工を施したうえ、再輸出するというものである。

それゆえ、オランダの工業は仲継商業に基礎をおく貿易加工業いわゆるト

ラフィーク (trafiiek) として展開しなければならなかった。たとえば、アムステルダムに栄えた毛織物工業も、イギリス (イングランド西部地方) 産の白地・未仕上の毛織物 (woollen) の染色・仕上業であった<sup>(2)</sup>。建国当初には、その西部ライデンの毛織物工業 (worsted industry) に代表される生産力的基礎 (独立工業) ——トラフィークにたいするファブリーク (fabriek) ——を備えていたのであるが、その後この国を支配した都市商人層 (都市貴族層) の前期的商業資本的利害 (→絶対王政的社会構成) が、その経済構造を伸継貿易型に傾斜させていった結果にほかならなかった。ライデン毛織物工業の生産高も17世紀60年代にピークに達したのち、以後減少の一途を辿っている<sup>(4)(5)</sup>。

17世紀後期、オランダ経済の産業的脆弱化は進む<sup>(6)</sup>。そして、いわばその反対物として、アムステルダム伸継商業 (=トラフィーク) の発展がみられた。17・18世紀の交、しかも対イギリスの取引に限って、その構造をみてみよう。こうなっている。輸入品は主に毛織物 (woollen) ——先述のように、これはアムステルダムで染色・仕上げされなければならなかった——、ついで (イギリスからみると、アムステルダム向け再輸出品である) 植民地やアジアの産品 (煙草、茶、砂糖、絹織物)、他方もっとも重要な輸出品はアムステルダムの西方ハールレムで漂白・仕上げされたドイツ産亜麻織物であった。しかし、18世紀30年ごろには、以上の構造も崩れ出す。アムステルダムの商品の世界的集配機能への依存から、イギリスもドイツも脱却し出すのである。すなわち、前者からは、そのころには、前世紀の半ば近くからイングランド北部地方で急調に成長してきていた毛織物工業 (worsted industry) の製品——ウーステッド<sup>(7)</sup> は染色・仕上工程をアムステルダムに依存する必要がなかった——や、再輸出品はハンブルクはじめ大陸の最終消費地に直接輸出されるようになりだす (イギリス貿易の急成長 = 「イギリス商業革命」の進展<sup>(8)</sup>) だけでなく、他方ドイツの亜麻織物も、漂白業がウェスト・ファリアとシレジアで成長した結果、(ハールレム経由の場合よりも安価に) ハンブルクとブレーメンから直接イギリスに向うようになったのである<sup>(9)</sup>。しかも、スコットランドおよびアイルランドにおいてイギリス亜麻工業が政府の保護政策のもと急速な成長を遂げ、自立期に入るのも、1730年ごろからであった<sup>(10)</sup>。つまり、そのころを境にアムステルダム伸継商業の衰

退が始まるわけである。そして、世紀半ばには、アムステルダム仲継商業の衰微はだれの目にもはっきりしたといわれる<sup>(11)</sup>ほどになる。1730—50年を過渡期として、それは世紀末に向け決定的に衰えていく。

本稿はそうしたアムステルダム仲継商業にたいし信用論的考察を加えることを目的とする<sup>(12)</sup>。17・18世紀アムステルダム仲継商業はその盛衰の過程でどのような金融制度を展開したであろうか。以下、第1節ではほぼ17世紀後期から18世紀30年までのその殷盛期を対象とする。そして、それ以後オランダ共和国の崩壊する世紀末(1795年)にいたるその衰退期を、50年代を境に前期と後期に分け、それぞれ第2節、第3節でとりあげる。

(1) オランダ経済史のわが国における研究としては、大塚久雄氏の「17世紀初頭におけるオランダ商業資本躍進の経済的基礎」(『著作集』第10巻、岩波書店、1970年)をはじめとするつぎのような作品が重要である。「*歐洲經濟史序説*」前編第2章第2節(『著作集』第2巻、岩波書店、1969年)；「*近代歐洲經濟史序説*」第1編第2章第1・第2節(同)；「*重商主義成立の社会的基盤——比較史的な視角からの検討——*」(『著作集』第6巻、岩波書店、1969年)；「*オランダ型貿易国家の生成——絶対王制の構造的停滞の一類型——*」(同)；「*経済史からみた貿易国家の2つの型*」(同)など。その他の研究者による文献は、それぞれの論点との関連において順次、個別的に掲げるはずである。

(2) 栗原福也「17世紀におけるオランダ毛織物商業」『*紀要*』(東京女子大学比較文化研究所)第26巻、1963年、参照。

(3) 同「*最盛期におけるライデン毛織物業の構造変化——Pieter de la Court, 't Welvaren der Stad Leiden' 1659の所説を中心として——*」『*論集*』(東京女子大学)第IX巻第1号(創立40周年記念号)1958年12月；同「*近世前期オランダ毛織物業*」『*社会経済史大系IV*』(増田四郎・小松芳喬ほか編)弘文堂、1960年、参照。

(4) Charles H. Wilson & Geoffrey Parker (eds.), *An Introduction to the Sources of European Economic History, 1500—1800*, vol. I, *Western Europe*, London, 1977, p. 89, Figure 4. 5.

(5) その事実から、17世紀後半の国際競争上、オランダ毛織物工業はイギリス毛織物工業に敗退していったことが看取できる。その点、Wilson, "Cloth Production and International Competition in the Seventeenth Century"; *Economic History Review*, 2nd ser., vol. XIII, no. 2, 1960 [のちに, do., *Economic History and the Historians, Collected Essays*, London, 1969 (以下 *Historians* と略記), に再録] を参照。また、それと同じ視点から、角山栄「イギリス・ブルジョア革命期の産業問題」『*ブルジョア革命の比較研究*』(桑原武夫編)筑摩書房、1964年、300—304ページ；船山栄一「イギリス毛織物工業と国際競争——17世紀における新旧毛織物の隆替をめぐっ

- て——」『土地制度史学』第26号、1965年1月（のちに、同『イギリスにおける経済構成の転換』未来社、1967年、に再録）；佐藤弘幸「オランダ共和国の成立と毛織物工業の展開」『社会経済史学』第36巻第4号、1970年、がものされている。
- (6) 石坂昭雄「オランダ型貿易国家の経済構造」未来社、1971年、234-237ページ。
- (7) woollen と worsted のちがいについて一目しておくのが適切かもしれない。前者は短い羊毛が刷毛されて (carded)、また後者は長い羊毛が梳毛されて (combed) 造られる。前者は厚手であるのにたいし、後者は薄手であり、したがって販路も寒冷地と温暖地に分かれる。
- (8) 川北稔「工業化の歴史的な前提」岩波書店、1983年、第3章第5節および第5章第2節、参照。
- (9) Wilson, "The Economic Decline of the Netherlands", *Economic History Review*, vol. IX, no. 2, May 1939 (以下 "Netherlands" と略記。この論文はのちに、Carus-Wilson (ed.), *Essays in Economic History*, vol. I, London, 1955, に再録), pp. 113, 114-115; do., *Anglo-Dutch Commerce and Finance in the Eighteenth Century*, Cambridge, 1941, rep. 1966 (以下 *Commerce and Finance* と略記), pp. 10, 61, 62; do., *Historians*, pp. 25, 30, (以下、本書からの引用はすべてその chap. 2 The Decline of the Netherlands からなされるが、それは "Netherlands" の改訂論文である。)
- (10) do., "Netherlands", p. 115; do., *Commerce and Finance*, p. 61; Conrad Gill, *The Rise of the Irish Linen Industry*, Oxford, 1925, rep. 1964, p. 10; Edward Rodney R. Green, *The Lagan Valley, 1800-50, a Local History of the Industrial Revolution*, London, 1949, pp. 60, 69; Ralph Davis, "English Foreign Trade, 1700-1744", *Economic History Review*, 2nd ser., vol. XV, no. 2, Dec. 1962, p. 288; Henry Hamilton, *An Economic History of Scotland in the Eighteenth Century*, Oxford, 1963 (以下 *Economic History* と略記), p. 142.
- (11) Wilson, *Commerce and Finance*, p. 25.
- (12) 石坂、前掲書、II「17・8世紀におけるアムステルダム伸継市場の金融構造——その系譜と継承——」は、経済史学の立場からであるが、その詳しい研究である。本稿作成上多くの教示を受けた。

## I 外国為替決済制度と担保前貸制度

### (1) 外国為替決済制度と担保前貸制度

一般に貿易取引にかかわる金融制度という場合には、その決済の方法・制度と輸出・輸入金融いわゆる貿易金融の制度に大別できるであろう。本節はそうした視点に立つ。以下、17世紀から18世紀初期にかけてのアムステルダ

ム仲継市場に順次接近することにする。

アムステルダム仲継商業における決済はもちろん外国為替によって行われていた。同地を中心とする多角的な為替取引網が形成されていたのである。すなわち、アムステルダムは、アントワープがスペイン軍の手に陥落した1585年、まず、ハンブルクをはじめとする10の都市と為替取引関係を確立する。その後、1609年からはロンドンおよびパリとの間に、そして1634年までにフランクフルトのほか3つの都市との間とも為替の建値を始める<sup>(13)</sup>。アムステルダム仲継商業の発展が為替取引網の同地への集中を必然化するのである。それゆえ、同地を中心とする為替取引網の拡大は、ほぼ1707年まで続くことになる<sup>(14)</sup>。しかも、それは多角的に機能した。アムステルダム宛為替手形は第三国間取引にも利用されていたのである<sup>(15)</sup>。ロシアでは18世紀前半においても(1763年まで)アムステルダム宛以外の為替相場は知られていなかったのである<sup>(16)</sup>。そして、以上のように、アムステルダム宛に多角的に取り組みれる外国為替の決済制度においては、アムステルダム銀行(1609-1820年)の存在、その果たした役割が重要であった。そこで、同行の外国為替の振替決済機能を論究することが、まず最初の課題になる。早速とりかかるところにしよう。

建国当初のオランダでは、その6つの州にそれぞれ1つの造幣所があり、そのほか、2つのそれをもつ州が1つあった。そして、6都市がそれぞれ造幣高権を譲らなかつたうえ、さらに、その仲継商業国としての性格上、外国貨幣の流入を免れることもできず、通貨事情は混乱していた<sup>(17)</sup>。良貨は消失し、悪貨が流通を支配するなか、アムステルダム銀行は、預金——1口座につき300グルデン以上——の法定レートによる出納(預金=銀行貨幣と現金貨幣の法定比率による交換)をもって、悪貨を駆逐することを目的に——そして、そのためには民間の両替・出納業者の活動は禁止されなければならなかつた。それが流通から良貨の消失する原因と目されたからである——、アムステルダム市当局によって設立された。そもそも外国為替取引に直接関与するものではなかつたのである。しかし、その設立条例は、100ポンド・フレミッシュ(600グルデン)以上の為替手形はすべて同行で支払われるべきものとして、その預金(銀行貨幣)を外国為替の支払に利用させたのである。

預金者は当座借越の便宜を与えられはしなかったが、預金を支払指図書をもって他に振り替えることができた——過振の場合には、その額の3%の罰金が課され、指図書は無効とされた——ので、アムステルダムの貿易商人のみならず、外国の商人も同行に口座を開設し、もって外国為替の決済に当たったのである<sup>(18)</sup>。同地の仲継商業では銀行貨幣建て為替の利用が進み、17世紀末ともなると、アムステルダム銀行に預金をもつことは、商人としての信用（prestige）を得るのにほぼ不可欠の条件となる<sup>(19)</sup>。

その間、1659年には、アムステルダム銀行は悪貨の駆逐という所期の目標も達成する<sup>(20)</sup>。その年の新鑄貨の発行をもって、現金貨幣と銀行貨幣の交換比率も安定するのである。これは銀行貨幣建て為替の機能上つまり仲継商業のためのアムステルダム銀行の外国為替決済機能の円滑な遂行上重要なことでもあった。というのは、同行の預金（銀行貨幣）で決済できない貿易差額は、結局金・銀で決済されなければならないが、そのためには貨幣流通上（悪貨の氾濫という）貨幣退蔵の誘因が存在するようであってはならないからである。退蔵貨幣は動員され、貴金属取引が活発になる必要があるのである<sup>(21)</sup>。そして、悪貨が流通から姿を消した直後のときあたかも1660年、16世紀末から17世紀にかけての新世界産銀の流入を契機に形成されたアムステルダム貴金属市場<sup>(22)</sup>において、法制的にも銀輸出の完全自由化がなり、また金輸出も実際上自由化されるのであった<sup>(23)</sup>。金・銀輸出の自由化措置が同地における金・銀取引を活発にすることはいうまでもない。金・銀現送点のメカニズムが経済的合理的に作動しうる条件が与えられる——しかも、それは世界史上はじめてのことであった——からである。そのうえ、それは同地における為替相場の変動幅をそれまでよりも狭くするように働く。従来、金・銀輸出の自由化に伴って、アムステルダム宛為替相場が安定的になったと指摘されてきている<sup>(24)</sup>が、しかし、それは、金・銀輸出の自由化措置がその地の為替相場の変動幅の縮小をもたらすことを見抜いていない点で、皮相的である。金・銀複本位制下の貨幣現送点メカニズムは、単本位制の場合とはちがって、特殊的に作用するのであった<sup>(25)</sup>が、いまや、金・銀輸出入点を決する要因から輸出禁止を犯すリスクという経済外的コストが排除され、金・銀輸出入点の枠はそれだけ狭まる。為替相場の動きも安定性を増すのである。1660年、

アムステルダムにおける為替相場の形成メカニズムは全的に経済的合理性を得、為替市場としての同地の地位つまりはアムステルダム銀行の多角的な為替決済制度上の重要性は高まるのである。

アムステルダム貴金属市場のさらなる発展が期されなければならない。外国の貴金属はできるかぎりそこに動員される必要がある。1683年、アムステルダム銀行は貴金属担保貸付制度を導入し、みずから貴金属取引業務の拡大に乗り出すにいたる<sup>(26)</sup>。それというのは、同行が貴金属を保管料をとって(6ヵ月間)預り、それを担保に(市場価格の95%)を低利(金の場合1/2%、銀の場合1/4%。それぞれ保管料の2倍)で貸し付ける(預金形成)とともに、譲渡可能な預り証を発行する制度にほかならない。アムステルダムが18世紀においても世界の貴金属市場としての地位を守り続けることができたのは、じつにこの制度によることなのであった。その導入以後、貴金属の売手としては、一方で有利な取引機会(貴金属価格の上昇)を待ちつつ、他方アムステルダム銀行貨幣を入手・利用できるようになったのである。

以上、アムステルダム仲継市場における外国為替による決済制度の解明を進め、アムステルダム銀行の預金・振替業務をまず注視し、それが同地の貴金属市場(同行の貴金属取引業務)の発展と不可分の関係にあったことを知ることができた。すなわち、同行が預金・振替業務をもって営んだその地の仲継商業にたいする決済機能は、半世紀のうちに悪貨の駆逐というその設立の課題を全うし、貨幣流通上貨幣退蔵を無意味にする条件を造り出したこと、そして海外の貴金属も含めた、一般に退蔵貨幣の積極的な動員に伴われていたことが析出された。しかし、その(積極的な)退蔵貨幣の動員論は前段におけるように貴金属市場の発展を指摘するだけに止まりえない。貴金属市場は貨幣市場と交流し、前者の発展はとりもなおさず後者の成長であったから、その点をも同時に視野に収めるものでなければならないのである<sup>(27)</sup>。それゆえ、以下、それが試みられる必要があるが、そのためにはアムステルダム貨幣市場の実際がまず究明されているべきであろう。仲継貿易にたいする金融の制度分析にほかならず、本節のもう1つの課題であった。

アムステルダム仲継市場における金融制度としては、まず手形割引制度を挙げるができる<sup>(28)</sup>。その考察から始めよう。アムステルダムに手形割引

制度が普及するのは、17世紀末のことである。そこでは後述するように1651年に手形の裏書譲渡が公認され、その世紀の末には、外国振出の手形でも、それが引受手形であれば、割引を受けることができたのである。18世紀後半に出納業者が参加してくるまで、主に金利生活者（隠退した商人や寡婦）が割引人であった。かれらは為替仲買人を介して出合いを求め、年3～4%の利子を得ていたのである。しかし、その発展にはもともと限界があった。

（外国為替）手形のユーザンスは振出地によって決まっています——たとえば、ロンドン、ハンブルクおよびパリ振出の手形は1ヵ月、ドイツ振出の手形は一覧後14日払——、たとえそれがアムステルダムへの到来日に引き受けられたとしても、それから満期日までの手形残存期間はごく限られていたからである<sup>(29)</sup>。しかし、ここで重要なのは、小規模であったとはいえ、いわば仲継商業の外部（金利生活者）からそこ（仲継商業の生み出す外国為替手形）に向って投資が行われたという事実である。退蔵貨幣の市場への動員はそこまで進んでいたのである。

しかし、手形割引制度の発展には限界があった。そのほかの制度が利用されなければならない。（商品や有価証券その他を含む）担保貸付制度が一般化していた。ついで、そこに検討対象を移そう。

18世紀初期アムステルダム仲継市場におけるオランダ商人の取引には2つの方法があった。かれらが自己責任＝勘定でそれを営む場合と手数料制でそれに当る場合である。後者の方法がどの程度普及していたか定かではないといわれている<sup>(30)</sup>が、とにかく、以上2つの方法で18世紀はじめアムステルダム仲継商業は進められていた。前者の場合、商人は機能的に「一次」商人（'first hand' merchant）と「二次」商人（'second hand' merchant）とに区別された。「一次」商人というのは、仲継市場で取引される当該商品の輸入商という意味で使われ、その輸入商から商品を買取り、時に加工を行ったうえ、アムステルダムに雲集してくる各地の商人に販売するのが、「二次」商人とよばれる商人の機能であった<sup>(30)</sup>。それにたいし、後者の場合は、オランダ商人が外国の売手から荷物を預り、アムステルダム市場においてその委託販売に当るといえるものである。

そして、以上2つの方法で行われた一般にアムステルダム仲継商業にたい

する金融制度にも、2つに区別できるような制度がみられた。いずれも商品担保前貸であるが、1つはいわば仲継市場内部に形成され、他方はその外部に展開する前貸制度であったからである。すなわち、委託販売制の場合、委託荷の所有権はいうまでもなく委託者に止っている。販売受託者たるオランダ商人がそれを見返に委託者に前貸を与える制度が発展してくるのである。委託荷の見込販売価格の2/3～3/4程度が前貸された。利率は年3～4%で、3ヵ月後に清算するという条件であった<sup>(32)</sup>。仲継商業に携わるオランダ商人自身による前貸制度という意味で、これは仲継市場内部における担保前貸制度と規定できるであろう。それにたいし、その外部に成立した担保前貸制度とは、貸付仲買人の仲介で金利生活者によって行われたそのことである。在庫品を担保に入れると、アムステルダムではその価格(「取引所速報記載価格」)の2/3～4/5を3～3.5%の利子で金利生活者から借入れることができたのである。貸付証書(「倉庫に保管中の商品受領証」)は自由に譲渡された。なお、公債、株式などのほか船の持分も担保として認められていた<sup>(33)</sup>こと、付記しておく。

さて、17世紀末・18世紀初頭アムステルダム貨幣市場の実際は以上のとおりであった。ここで、さきに設定されていた退蔵貨幣の動員論的視角からそこに光を投射しよう。なによりも、3～4%という低金利の成立に目が止まる。当時のアムステルダム貨幣市場の発展がそこに表現されている。17世紀後期に進展した退蔵貨幣の動員は、一方で貴金属市場の発展を促すとともに、他方豊かな貨幣市場資金を形成し、仲継貿易にたいする金融において低利率を実現する圧力となったのである<sup>(34)</sup>。オランダでは貨幣独占体制は崩壊する<sup>(35)</sup>。しかしながら、上来の退蔵貨幣の動員論は、それをアムステルダム貨幣市場における低金利現象の分析としてみれば、アムステルダム銀行の預金・振替業務から始発したいわば貨幣取扱資本次元のものに止まり、信用次元の視点を欠いている。いうまでもなく、「貴金属そのものの独占」(マルクス)の利害は貴金属(貨幣)そのものへの依存度の低下によっても損われるわけで、信用の利用＝貨幣の節約機構の発展によってもそれは促進される。実際、アムステルダムでは16世紀末以来為替手形の流通に著しい発展がみられたのである。そこで、以下、まずその次元での指摘を追加し、そのうえでさらに、

17世紀アムステルダム貨幣市場の低金利現象について考察を深めることにしよう。項を改める。

## (2) 低金利形成の(二重)構造

アムステルダム市が手形の裏書譲渡制を(世界史上はじめて)公認するのは、1651年のことである<sup>(36)</sup>が、しかし同地では16世紀末からすでに為替手形は指図と裏書によって自由に譲渡されていた<sup>(37)</sup>。しかも、ここで重要なのは、それは通貨事情の悪化によって拍車をかけられたものであった<sup>(38)</sup>ということである。悪貨の流通支配は一般に貨幣退蔵を促さずにはいない(→貨幣独占体制の維持)が、しかし16世紀末以来のここアムステルダムでは信用の流通が刺戟され、かえって「貴金属そのものの独占」体制の動揺が導かれたのであった。商人たちは互いに悪貨の受取を避けるためにも、支払指図書による預金の振替制度を利用するようになったからである。1581年、オランダの建国に伴って、それまで預金・振替業務を禁じていた旧権力(ブルゴーニュ=ハブスブルク家)は除去され、アムステルダムにもそれを営む出納業が両替業から分化し、自立的に発展するにいたる<sup>(39)</sup>。16世紀末からアムステルダムでは、以上のように、そしてまたK. マルクスも言っている(後出)ように、為替手形の利用(商業信用)が貨幣取扱業とともに発展していたのである。しかし、既述のように、貨幣取扱業を担った(民間の)出納業者の活動も(両替業者のそれをも含め)、1609年、アムステルダム(市立)銀行の設立と同時に禁止されること、付記しておく。なお、この点、後論する。

さて、以上のように、アムステルダムでは16世紀末以来信用の利用・貨幣節約機構の発展という金利引下げ要因の展開がみられた。17世紀後期、通貨事情の好転を背景に進行した退蔵貨幣の貨幣市場動員は、そのうえに作用した追加的な金利引下げ要因であったことが、ここに明瞭となった。同地の貨幣市場はすでに16世紀末には低金利を実現し、そしてその状況は17世紀半ばすぎから一段と高進することになったであろう。すなわち、17世紀初期段階でのアムステルダムの低金利性は、同時代のイギリス人トーマス・カルペパーの証言によって確認できる。かれはかれの国において利子率の上限が10%に規制されていた1621年当時、オランダの金利は6%である、と自国におけ

る金利の最高限の引下げ論を展開しているのである<sup>(40)</sup>。オランダが教会の徴利禁止法を撤廃し、徴利を公認するようになるのは、1640年(この年、金利は5%を上限として公認され、55年にはそれが4%に引き下げられる<sup>(41)</sup>)からであるが、世俗法はそれ以前から徴利を認めていたといわれている<sup>(42)</sup>ことから考えて、カルペパーの指摘は正当なものであろう<sup>(43)</sup>。そして、17世紀末の金利水準は、前項で調べたように、3～4%であった<sup>(44)</sup>。

17世紀アムステルダムにおける利子率低下状況の解析は以上では終わらない。まだ2つの課題が残されている。それに歴史的規定性を与える作業とわが国の研究史を振り返る作業、以上の2つである。以下、後者からさきに行う。

わが国における17世紀アムステルダムの低利子率現象をとりあげた研究では、田中生夫氏の見解にたいし徳永正二郎氏の批判的意見が提起され、両説が対立している。前者は過振制度の普及を重視し、後者は商業信用次元に止まらず銀行信用次元で対象を捉えようとする点で、それぞれ特徴的である。そして、そうした見地を展開するに当っては、両者とも等しくマルクスの考えに論及されていた。われわれもそれを引用することから課題に取り組もう。

「1609年のアムステルダム銀行は、ハンブルク銀行(1619年)と同じように、近代的信用業の発展における一時代を画するものではない。これは純粋な預金銀行であった。この銀行が発行した手形(Bon)は、事実上、預託された鑄造および非鑄造貴金属の受取証券にすぎず、その受取人の裏書きをまっぴらのみ流通した。ところがオランダではすでに、商業および製造業とともに商業信用および貨幣取扱業が発展していたのであって、利子生み資本は、発展そのものの径路によって産業=商業資本に従属させられていた。このことは、利子歩合の低いことをみても分かった<sup>(45)</sup>」

さて、行論の都合上からであるが、徳永説から粗上に載せる。それは『為替と信用——国際決済制度の史的展開——』(新評論, 1976年)にみられる。(以下の引用ページはすべて同書による。) つぎのとおりである。

アムステルダム銀行の「純粋な預金銀行」規定、および「商業信用および貨幣取扱業」の発展が低金利形成の根拠になるという前出のマルクスの見解

は、かつて渡辺佐平氏によって鸚鵡返式的に主張された<sup>(46)</sup>。徳永氏はその渡辺説に同調し、しかし「貨幣取扱業」の発展という論点は曖昧にしたまま、結局「商業信用」の発展という視角のみから問題に接近される。すなわち、「アムステルダム貨幣市場の低利構造は、2側面から把握される必要がある。1つは市場内部における、貨幣貸付の代替機構および貨幣節約機構の存在を確認することであり、2つはそのような機構の存在によって、為替取引も信用に立脚して展開され……たという側面からの理解である」(162ページ)と。

1つめの「側面」はわれわれも投目した対象にほかならない。氏の場合、商業信用の発展によって、貨幣そのものの貸借すなわち「貨幣信用が導入される必要はな」くなる(同)ことが、その「側面」で指摘されている。しかし、そのかぎりでは、それは17世紀前半段階の「低利構造」論の域を出ないであろう。そのうえでさらに、退蔵貨幣の貨幣市場への動員論(17世紀後半の低金利状況分析)が提起される必要があった。しかし、徳永氏の研究のもつより重大な問題性は、その第2の「側面からの理解」にある。

まず、その「理解」の中身を確かめておこう。それというのは、商業信用の発展による「貨幣貸付の代替」および「貨幣節約」を指摘するだけの第1の「理解」には限界がある、つまり17世紀アムステルダムの「低利構造」はこの次元だけでは完全には説けないとして、信用流通次元をもう一段上向して得られるところの、外国為替手形にたいする流通性のある信用証券(paper credit)の貸付というものにほかならない(163ページ)。それでは、その「理解」の問題性はどこにあるのか。17世紀のアムステルダムでは(前出のアムステルダム銀行に預託された貴金属の受取証とか、倉庫に保管された商品の受取証など)各種の有価証券が存在していたことはたしかである<sup>(47)</sup>が、しかしそれらが手形にたいして貸し付けられていたという確証はないということ、ここにその問題がある。徳永氏によって設定された上向次元から照出しうる対象は、17世紀アムステルダム貨幣市場には実在していなかったと思われるにもかかわらず、氏の目にはそれが映じているのである。「商業手形の流通から銀行券の流通へと歴史的に転化する契機が、アムステルダム市場に存在していたことを確認」(同)し、もってそこに「近代的信用制度」(「商業手形の流通に立脚して一覽払銀行券を発行し、それで貸付をなすと

ともに、その銀行券発行の現実的準備として預金業務をなす近代的銀行」(161ページ))を見出そうとする衝動はよほど強く、氏をして実証を欠いた歴史的分析に駆り立たしめたということであろうか。「近代的信用制度は……アムステルダムに着実に形成されていた」という氏の結論(163ページ)は、裏付けのないたんなる主張、牽強付会の産物にすぎないのであった<sup>(48)</sup>。

しかし、すでに明らかなように、われわれも徳永氏と同様に、17世紀アムステルダム貨幣市場はアムステルダム銀行の外部に展開したと考える。同行は「純粋な預金銀行」であったからである。それにたいし、同行に信用創造を営む「かなり進んだ『銀行』」という評価を与え、そうした立場からそこにおける低金利現象に分析を加えられたのが、田中生夫氏である。すなわち、氏は著書『イギリス初期銀行史研究』(日本評論社、1966年)(以下の引用ページはすべて同書による)のなかで、17世紀「当時のアムステルダムには、〔中世ヨーロッパ大陸の商業都市で預金振替業務を行っていた〕初期預金銀行の系譜をひくかなり進んだ『銀行』の形成が進んだのであって、このことがこの大商業都市への巨大な貨幣の流入とあいまって、利子率の引下げに何ほどか働いたものと考えられる」(15ページ。〔 〕内は引用者)と述べられていた。「独自の仕方信用創造を営む中世的な『銀行』」(4ページ)が、17世紀アムステルダム(「近世」)に「継承」され、それが利子率引下げに一定(「何ほどか」)の役割を果たすと、「信用創造」論的見地が方法論的に強く押し出されているのである<sup>(49)</sup>。詳しくフォローすることにしよう。

田中氏は、「信用貨幣……の発行、さらにいえば創造(信用創造)をもってする貸付という業務上の特質をもって、『銀行』の概念と」され、そしてそのような「銀行」の「近代的」形成を中世以来の歴史的過程のなかで捉えようとする場合には、それらの「銀行」「業務」が利子率の引下げを果しているかどうかに着目すべきである(1ページ)といわれる。そして、そのような機能が働くための条件として、徴利の公認と文書による預金振替制度の成立を指摘された(10ページ)うえで、1694年成立のイングランド銀行に最初の「近代的銀行」の規定を与える(「近代的銀行」の「形成」論)とともに、われわれの当面する17世紀オランダの金融制度について、つぎのように問題を提起される。すなわち、17世紀のオランダでは上記の2つの条件はすでに

備わり、しかも低金利が実現されていたとすると、そこにはなにがしか「イングランド銀行のような『近代的銀行』」の展開がみられたのではないかと(2, 10ページ)、と。そして、考察の目は17世紀アムステルダムにおける過振制度の普及を検出することに向けられ、アムステルダム銀行は通常いわれているようにたんなる「振替銀行」ではなく、内密にはあるが、東インド会社にたいしては貸付も行ってたという事実がまず強調される。そうしてつぎに、アムステルダム銀行に過振が禁止されていたのは、当時一般に過振の慣行があったことの証明であるとして、預金の振替業務を行っていた出納業者も、「その顧客に対して過振を許していたであろうと考えてよい」との「推定」がなされるのである(12-14ページ)。

すなわち、17世紀オランダに成立した低金利状態の解明上、過振制度に強い関心が寄せられるわけである。しかし、どうであろうか。まず、アムステルダム銀行の東インド会社への貸付について。たしかに、1615年以来それは内密裡になされていたようである。しかし、少なくとも17世紀前半、その貸付が数ヶ月にわたるものにすぎなかったことははっきりしている(とくに1632-49年の東インド会社の貸借対照表には債務は見当らない)。また世紀の後半についても、東インド会社の債務が多額になるのは例外的なことであり、しかもそのような場合早期に返済されているのであった<sup>(50)</sup>。アムステルダム銀行の(公的貸付を含む)貸付業務は90%台の支払準備率を維持して営まれていたのである<sup>(51)</sup>。同行の東インド会社への貸付業務にたいする田中氏の評価は過大であるといわなければならない。その歴史的性格の評価という点では、この業務が1657年には当局によって公式に認められるにいたっている<sup>(52)</sup> 事実が注視されるべきであろう。前期的商業資本の利害に結びついた東インド会社の歴史的規定性<sup>(53)</sup> とアムステルダム市立の振替銀行の社会的性格の共通性が見てとれる<sup>(54)</sup> ——このこと自体は田中氏によっても指摘されている(3ページ)——からである。アムステルダム銀行の東インド会社にたいする貸付は、それ以外の信用論的に歴史的な意味をもつものではないであろう。

つぎに、出納業者が顧客に認めていたと「推定」された過振について。アムステルダム銀行の設立と同時に禁止された(民間の)出納業は、1621年、振替業は禁止されたまま、解禁される。その後どうなったか。つぎのように見

解が分れている。石坂氏によると、17世紀の間、アムステルダム銀行のために下請的に預金の受入機能を果すものにすぎず、それが顧客に過振を許すようになるのは、18世紀に入ってからのものであった<sup>(56)</sup>。しかし、他方、ヴェーによれば、復活後の出納業者は、とくに銀行貨幣（アムステルダム銀行預金）と現金貨幣の交換比率が安定化した1659年以降、現金貨幣建て為替の振替業を拡大的に営むようになり、また帳簿信用を与えていたのである<sup>(56)</sup>。われわれとしては、つぎのように問わねばならない。17世紀後期、出納業者は事実帳簿信用を与えていたとして、それがアムステルダム貨幣市場における低金利形成にたいして（「何ほどか」ではあれ、とにかく）影響力をもったと評価できるほどのものであったかどうか、と。出納業者による過振制度という事実の存否それ自体はここでの問題ではない。そして、問いにたいしては否定的に答えざるをえない。アムステルダムでは現金貨幣建て為替の比重は低かったといわれている<sup>(57)</sup>からである。その点、銀行貨幣建て為替が利用される仲継貿易殷盛の地としては当然であろう。田中説の場合、17世紀後期の同地の貨幣市場における出納業者の地位を過高に評価するものとなっているのである。

ここで最後の論題に歩を運ぼう。17世紀アムステルダムにおける低金利現象をどのような歴史的規定性で理解するか、これが追究されなければならなかった。そのさいには、田中氏の分析方法における利子率の取扱い方を糸口とすることができる。氏は、過振制度の普及が17世紀アムステルダムにおける低金利実現に「何ほどか」力を貸したといわれていたが、その場合その作用のメカニズムはどのようなものと考えられていたか、そこにスポットを当ててみると、問題の論点が浮き彫りになるからである。

その点での田中氏の考えは、最初の「近代的銀行」とされるイングランド銀行について、それは「巨大金匠の金融独占を排除し、さらに銀行券の形で通貨供給を増加して、市場利子率のいちじるしい低下を可能とした」（118ページ）と述べられているところから知ることができる。過振制度はその一般化によって信用供給量の拡大を可能にし、もって市場金利の引下げに役立つというように考えられていることがわかる。金利の低下という貨幣市場現象の成立が、「近代的銀行」「形成」規定のメルクマールに位置づけられる以上、

その金利は「近代的」金利たる性格のものでなければならぬであろう。つまり、氏に「近代的」金利という範疇があるかどうかはとにかく、そういう範疇性で理解すべき金利が、絶対的水準の低下という内容でのみ把握されていることになるわけである。しかし、金利はその絶対的水準の低下を指摘されれば、「近代的」性格を獲得したものと論定してよいのであろうか。あるいは、金利そのものの歴史的な性格すなわち金利が形成される基盤の歴史的な性格を問題視する必要はないのであろうか。われわれはそれこそ問題分析の着眼点であると考え。けれども、田中氏にはそのように問題を意識できる角度がない。その「近代的銀行」「形成」論は「初期預金銀行」信用の形態（過振）のみをとりあげ、その利用者の資本としての歴史的な性格を問わないという方法になるものだからである<sup>(58)</sup>。そのさいの金利としては、その高低のみが論点となるのは当然である<sup>(59)</sup>。

すなわち、われわれは、金利現象を歴史的次元で対象視する場合、その利子の生み出される源泉が剰余価値→利潤にあるか否か、換言すると、その高さは一般的利潤率を基準に変動するものであるか否かという視点から、その歴史的な性格は判定されるべきであると考え。近代的利子とはすなわち利潤の不可除部分として形成されるものでなければならぬ。平均利潤を生む資本の運動に利子支払の基盤がおかれていない場合には、あるいは、一般的に産業資本の成立する以前の歴史的段階では、利子率を規制する合理的な基準がないわけで、それはいくらかでも高くなりうる。高利貸資本なる範疇が成立する。しかし、高利貸資本範疇の資本による貸付はつねに高利であるとは限らないことに注意すべきである。金利の水準自体はその歴史性を判断する基準たりえないのである。高利貸資本範疇にとって、高利性は必要条件ではあっても十分条件ではない。利子の支払われるその源泉に目を遣ることが、この場合重要である。17世紀アムステルダム仲継市場にたいする貸手に支払われる利子は、仲継商業によるいわゆる譲渡利潤の一部分にほかならなかった。低利であったとはいえ、高利貸資本範疇において機能する資本にたいする利子として、それは理解されなければならない。

(13) Violet Barbour, *Capitalism in Amsterdam in the 17th Century*, Baltimore,

- 1950, Ann Arbor Paperbacks, 1963, p. 154 ; 石坂, 前掲書, 126ページ。
- (14) J. Sperling, "The International Payments Mechanism in the Seventeenth and Eighteenth Centuries", *Economic History Review*, 2nd ser., vol. XIV, no. 3, 1962, p. 451.
- (15) Herman van der Wee, "Monetary, Credit and Banking Systems", *Cambridge Economic History of Europe*, vol. V, Cambridge, 1977, p. 340.
- (16) J. G. van Dillen, "The Bank of Amsterdam", *History of the Principal Public Banks* (ed. by Dillen), 2nd ed., London, 1964, pp. 105-106.
- (17) 石坂, 前掲書, 97-98ページ。
- (18) 以上, アムステルダム銀行の設立については, つぎを参照。Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. with an Introduction, Notes, Marginal Summary and an Enlarged Index by Edwin Cannan, 6th ed., London, 1950, rep. 1961, vol. I, p. 504 (「諸國民の富」(3) (大内兵衛・松川七郎訳) 岩波文庫, 1970年, 103-104ページ); Dillen, *loc. cit.*, pp. 80, 84, 85, ; Wee, *loc. cit.*, pp. 337, 366 ; 石坂, 前掲書, 99-101ページ。
- (19) Barbour, *op. cit.*, pp. 45-46. ちなみに, 預金者数は1611年の708人から1701年には2,698人に, また預金額も1611年の925,562フローリンが1700年16,284,849フローリンに増加している。( *ibid.*, p. 45.)
- (20) Wee, *loc. cit.*, p. 339 ; 石坂, 前掲書, 106ページ。
- (21) G. ヨーゼフは, 18世紀を背景にしてのことであるが, ロンドンとアムステルダムの間の貴金属取引は, 両地間為替取引の不可欠の部分構成していた, と言っている。(Gedalia Yogev, *Diamonds and Coral, Anglo-Dutch Jews and Eighteenth-Century Trade*, New York, 1978, pp. 57, 208.)
- (22) Dillen, *loc. cit.*, pp. 103-104 ; Barbour, *op. cit.*, pp. 49-53.
- (23) Dillen, *loc. cit.*, p. 93.
- (24) Dillen, *loc. cit.*, p. 105 ; Barbour, *op. cit.*, p. 53 ; 石坂, 前掲書, 109ページ。しかも, ディレンは, このアムステルダム宛為替相場の安定性に, 同地宛為替が第三国間取引にも利用されるようになった理由を求めていた。(Dillen, *loc. cit.*, pp. 105-106ページ。)しかし, その点でも, すでに明らかにしたように, アムステルダムの17世紀世界商業における中心性, つまり同地は各地と商取引関係があったということが基本であろう。
- (25) 宮田美智也「近代的信用制度の成立——イギリスに関する研究——」有斐閣, 1983年, 95-97ページ。
- (26) 以下, アムステルダム銀行の貴金属担保貸付制度については, つぎを参照。Smith, *op. cit.*, I, pp. 505-510 [邦訳(3), 105-114ページ]; Dillen, *loc. cit.*, pp. 102, 104-105; Barbour, *op. cit.*, p. 49 ; Wee, *loc. cit.*, pp. 341-342 ; James C. Riley, *International Government Finance and the Amsterdam Capital Market, 1740-1815*, Cambridge, 1980, pp. 28-29.

- (27) ヴェーは、われわれの退蔵貨幣の動員論の見地からすると、アムステルダム銀行の貴金属担保前貸制度がもたらしたアムステルダム貴金属市場の発展に止目するだけに終っているものの、それが同地の貨幣市場取引を活発にしたことに論及している。  
(cf. Wee, *loc. cit.*, p. 342.)
- (28) ここに手形割引制度とは、便宜的な用語法に基づくものにすぎない。すぐ判明するように、この場合には金利生活者が現金——(アムステルダム銀行や)出納業者(後述)のもとに保有されている預金を含む——を貸し付けるものであったと思われるからである。本来、商業手形(商業信用)にたいする一覽払自己宛債務の貸付が、手形割引とよばれるべきである。
- (29) 石坂, 前掲書, 130ページ。
- (30) Wilson, *Commerce and Finance*, p. 11, n. 2.
- (31) つまり、ある商品については「一次」商人である者も、他の商品の場合には「二次」商人でもありえたのである。(Wilson, *Commerce and Finance*, p. 11.)
- (32) Wilson, "Netherlands", p. 119; do., *Commerce and Finance*, pp. 11, 25; do., *Historians*, p. 35; 石坂, 132ページ注(4), 136ページ。
- (33) 石坂, 136ページ。
- (34) その点、石坂氏は、「17世紀後半のアムステルダムには、半世紀間の仲継商業の繁栄の結果、豊富な資金が蓄積されたが、仲継商業自体には一種の飽和状態に達し新たな投資を受容れる余地がなくなり、……かくて……遊休資金が、金融市場に向った結果、」市場利子率が低下した、と解析されていた。(前掲書, 135ページ。)アムステルダム銀行の為替決済機能の発展に着目する角度からわれわれが導出した退蔵貨幣の動員論を、アムステルダム仲継商業の発展という視点から指摘したものと見える。アムステルダム銀行の為替決済制度の発展は同地の仲継商業の発展にほかならないからである。ただ、氏には、「遊休資金が、金融市場に向」うについては、貨幣退蔵の誘因(悪貨の流通支配)の消滅によって、それが一段と刺戟されるという認識、さらに、つぎに問題にするような信用次元での接近視角が欠けている。
- (35) しかし、すでに明らかにしたように、同時進行的にファブリークが衰退し、生産力的空洞化が進んだがゆえに、オランダは没落するのである。
- (36) ヨーゼフ・クーリッシュル『ヨーロッパ近世経済史』II(松田智雄監修・諸田実ほか訳)東洋経済新報社, 1983年, 59ページ。
- (37) Wee, *loc. cit.*, p. 336.
- (38) 石坂, 前掲書, 98ページ。
- (39) 同, 96ページ。
- (40) Thomas Culpepper, *A Tract against Usurie*, London, 1621, in, Joan Thirsk & John P. Cooper (eds.), *17th Century Economic Documents*, Oxford, 1972, p. 7.
- (41) クーリッシュル, 前掲訳書II, 62ページ。
- (42) Eugen V. Böhm-Bawerk, *Capital and Interest, a Critical History of Econo-*

- mical Theory*, translated with a Preface and Analysis by William Smart, London, 1890, rep. New York, 1970, p. 34.
- (43) 同時代人のエドワード・ミッセルデンも、当時のオランダの利子率は6～7%とみている。(Edward Misselden, *Free Trade*. etc., London, 1622, rep. New York, 1971, p. 117.)
- (44) ちなみに、アムステルダム銀行の東インド会社にたいする貸付利子率を掲げておく。1610年代6 $\frac{1}{2}$ %, 1620年代5%, 1653年以後4 $\frac{1}{2}$ %, 1656年以後4%, 1685年以後3 $\frac{1}{2}$ %, 1723年以後2 $\frac{1}{2}$ %。(Wee, *loc. cit.*, p. 357.) なお、これからもわかるように、17世紀末3～4%というアムステルダムの金利水準は、18世紀には2 $\frac{1}{2}$ %にまで低下する。(Wilson, "Netherlands"; p. 263; do., *Historians*, p. 35.) 後論のために確認しておく。
- (45) Karl Marx, *Das Kapital*, Bd. III, *Marx-Engels Werke*, Bd. 25, Dietz Verlag, Berlin 1970, S. 616. [「資本論」(4) (長谷部文雄訳) 河出書房 (世界の大思想 21), 1965年, 133ページ]。
- (46) 渡辺佐平「信用制度と信用理論」『資本論講座』(遊部久蔵・大島清・大内力ほか編) (5) 青木書店, 1964年, 116ページ。
- (47) Barbour, *op. cit.*, pp. 54-55.
- (48) 以上の徳永説の検討においては、楊枝嗣朗「イギリス信用貨幣史研究」九州大学出版会, 1982年, 152-153ページ, における徳永説批判を参照した。
- (49) そうした田中=「初期預金銀行の近世への継承」論は、楊枝氏によって、「卓越した問題提起」と高く評価されている。(楊枝, 前掲書, 144ページ)
- (50) Dillen, *loc. cit.*, pp. 94-95; Barbour, *op. cit.*, p. 44; Riley, *op. cit.*, p. 30.
- (51) 石坂, 前掲書, 110ページ。
- (52) Dillen, *loc. cit.*, p. 94.
- (53) 大塚「株式会社発生史論」(「著作集」第1巻, 岩波書店, 1969年) 後編第3章第2節, 参照。そして、それはまた、オランダ共和国の連邦的構成に絶対王制規定を付与する。「東インド貿易を基軸とする国際的中継貿易の商人的利害が、他のあらゆる階級ないし階層の経済的利害を圧倒しきって、全社会的規模において支配するにいたった」のが、オランダ共和国であった〔大塚「オランダ型貿易国家の生成」(前出) 228ページ〕からである。
- (54) アムステルダム銀行は西インド会社にたいしては貸付を拒否している(石坂, 前掲書, 115ページ)が、それはその東インド会社との社会的役割のちがいを反映するものと考えられる。絶対王制下のオランダ共和国において、東インド会社は「いちじるしく公的な性質」をもち、「半官的色彩」を帯びた会社であった。〔大塚「株式会社発生史論」(前出) 359, 381ページ。傍点は原文。〕それにたいし、西インド会社は産業資本家層の利害を代表していたのである。(同, 前掲書, 後編第3章のほか, 「17世紀における東インド貿易と新大陸貿易の対立」『著作集』第3巻, 岩波書店, 1969年, 第5論文, および「ウィルヘルム・ウセリンクスの眼に映じた東インド貿易」同第6論文, 参

照。)

(55) 石坂, 前掲書, 107ページ, 116ページ注(7)。

(56) Wee, *loc. cit.*, pp. 342, 343.

(57) 石坂, 前掲書, 107ページ。

(58) われわれは信用の歴史的範疇設定を考えるについて、すでにいくつか基準を提起し、その1つとして信用関係の担い手の(資本としての)歴史的な性格を問う視角の必要性を説いた。(宮田, 前掲書, 序章。)ここで過振制度の利用資本の歴史的規定性に関心を寄せるのは、それに基づいている。そして、そうした視点からは、成立期のイングランド銀行についても、その手形割引業務の存立基盤の歴史的規定性に沿って、その社会的性格を評価されなければならないものとなる。それを単純に「近代的銀行」とする見地には疑問を呈さざるをえないであろう。すでに試みたとおりである。(同, 第5, 6章。)しかし、本論との関連で、つぎの点はあらためて強調しておく。同行が利子率を引き下げたのは、それが事実上の保証準備発行を備え、対政府貸付(国債)を対民間貸付の支払準備金としても機能させることができたからである。すなわち、その理由は、同行が利潤源の二重化機構を得たことから説明されなければならない。

(59) 田中氏の銀行史研究の方法には、おおよそ以上のような「近代的銀行」の「形成」論のほか、その「確立」論があった。前者の「形成」論とは、すでに知られたように、信用創造をもつばら信用貨幣の発行制度としてとりあげ、そしてその利子率引下げ機能を論じようとしていた。それにたいし、その制度を成り立たしめる基礎つまりは(産業資本の成長→)商業信用の形成を視野に入れ、その銀行信用・銀行間信用への向上展開の組織体系化を銀行の流動性の強化という角度から追跡されるのが、「近代的銀行」の「確立」論である。氏の「初期銀行史研究」は二段構えの構造になっているのである。以下、そここのところもとりあげておくことにしよう。ことは近代的信用制度研究の根幹にかかわってくる。

田中氏は過振制度の中世から近世、さらには近代への「承継」の関係を重視され、「近代的銀行」の「形成」論を提示されることになった。過振制度のみならず、たとえば株式会社制度にしても、制度それ自体(形態)をとりだして歴史的過程をみるかぎり、そこから歴史貫通的な承継の流れを指摘することはできるであろう。しかし、問題は、そうした制度を担う資本の歴史的規定性のちがいをどう処理するかにある。氏の「確立」論の視点はそうした課題を果すもののように思われる。そこでは、過振制度の金利引下げ機能という「近代的」機能が発揮されるためのいわば歴史的条件(「銀行流動性の強化」)が問題視され、「初期預金銀行」と(近代の)預金銀行とのちがい(歴史的発展の段階差)が浮彫にされることになるからである。「承継」の問題という表現に対比していえば、断続性を明らかにするものであろう。「初期預金銀行」と預金銀行の間には過振制度という共通項があり、それゆえ「近代的銀行」の「形成」論とその「確立」論は歴史的に体系的な議論のようにみえるけれども、けっしてそうではないことがわかる。「初期預金銀行」の過振制度と預金銀行のそれとは、過振制度としては共通するとしても、その果す歴史的役割はその成立する歴史的段階の

ちがいを反映して、異なる。その点を、われわれは形態的承継性よりも重視する。資本（商人資本、産業資本）はそれぞれの歴史的規定性にふさわしい蓄積行動をとり、信用制度を展開するものとするからである。

## II 引受信用制度の発展と対イギリス証券投資の拡大

### (1) 引受信用制度とその構造

17世紀末アムステルダムにおいては仲継商業が繁栄し、それにたいする金融制度として担保前貸、そして小規模ながら手形割引制度が展開していた。しかも、そこでは低金利が成立していた。しかし、18世紀30年ぐらいを画期として、その仲継商業も衰退期に入る。前世紀以来、それにたいする金融に向け、退蔵貨幣が動員されて形成された貨幣市場資金は、運用先を失うことになるわけである。新しい投資先（金融制度）が見出されなければならない。アムステルダム仲継商業衰退期の前半に当る時代つまりおおよそ1730年から1750年代までの間において、同地に発展した金融制度に光を投げかけることが本節の目標であった。

たしかに、18世紀も半ばに近づくと、アムステルダムを中心とする仲継商業的営みは不活発になる。世界（ヨーロッパ）商業も2国間直接取引の形態に移行し始めるのである。しかしながら、世界商業がそのような歴史的段階に入りつつもなお、アムステルダムはその支払・決済の中心地としての地位は維持することができた。第三国間の直接取引においても依然として、アムステルダム払手形の利用は続いたのである。後述するように、セント・ペテルスブルクとロンドンとの間に為替相場が建てられるようになるのは、1763年のことであった。仲継商業が衰微するなか、アムステルダムが第三国間取引の決済地に止まりえた理由はなにか、それが探り出されなければならない。

18世紀はじめごろからそこに根着き始めていた、引受信用制度の発展があったからにはほかならない<sup>(60)</sup>。仲継商業隆盛期のアムステルダムにおける貿易金融制度としては、仲継市場内部に発展した委託荷見返前貸制度がみられたが、いまやそれが引受信用制度に移行するのである。まず、その仕組みをみることからその考察を始めよう。C.H.ウィルソンはそれをボルドーとケーニ

ヒスベルクの間取引についてつぎのように説明している。

「麻 (hemp) の委託荷の入手を望んでいるボルドーの商人は、ケーニヒスベルクの代理人に指図して、それを仕入れ、指定のオランダの商会 (house) に支払のための手形を送らせるようにする。そして、ケーニヒスベルクに送った指図書の写しをそのオランダの引受業者 (bank) に送り、ケーニヒスベルクの代理人が、取引が済み次第かれら宛に振り出すであろう手形の引受を依頼する。それからさらに、オランダの商会に商船の手配を指図し (ケーニヒスベルクの代理人がそれを仕度できない場合)、積荷を正味価格まで保険に入れさせるであろう。オランダの商会はそれからケーニヒスベルクに手紙を書き、これらボルドーからの指図書の写しを送る。そして、返答を待つ。それが手形とともに到着すると、そのオランダの引受業者は手形を引き受け、そして、商船が手配され、保険がかけられた。最後に、オランダの商会は運賃と保険料の計算書と一緒にボルドーに請求書を送り、かかった総額を取り立てるためにボルドーの買手宛に手形を振り出すであろう。同様に、ダンチヒの商人はボルドーの代理人に指図してブドウ酒、コーヒーあるいはインジゴを仕入れ、アムステルダムを通じて支払わせるであろう<sup>(61)</sup>。」(傍点は引用者。)

まず、アムステルダム仲継商業の衰退という点で、同地の商人は用船の手配<sup>(62)</sup> (shipping agency)、保険加入の手続を行うにすぎないものになっていることがわかる。ウィルソンはそうした点でオランダ商人を「オランダの商会 (house)」とよんでいた。しかし、ボルドーとケーニヒスベルク (およびボルドーとダンチヒそれぞれ) の間における直接取引が成り立つには、かれらの引受信用供与が不可欠なのであった。「オランダの商会」の「引受業者 (bank)」としての活動である。アムステルダムに送られてきたケーニヒスベルク振出手形すなわちボルドーの商人がケーニヒスベルクの代理人を通して振り出した手形の引受業務にほかならない。それでは、その引受信用制度はどのような決済メカニズムになるものであったか、つぎに確認しておこう。まず、オランダの商人は期限には引受手形の支払をしなければならない。そ

の手形の振出人つまりボルドーの商人宛に手形を振り出すのである。前者のケーニヒスベルク振出の手形は消滅し、アムステルダム振出の後者の手形がそれに代る。ボルドーの商人のアムステルダム債務にほかならない。つぎはその清算である。ボルドーの商人としては、アムステルダム向けに同地払の債権を送付すればよい。かれはゲンチヒ商人のボルドー代理人が振り出すアムステルダム宛手形を買入れるのである。

18世紀半ば近くのアムステルダムにみられた引受信用制度とは、以上のように、その世界商業上の地位の後退期に展開した貿易金融の制度なのであった。ところで、その発展について、ウィルソンはつぎのように評していた。アムステルダム仲継貿易の殷盛期に委託荷見返前貸業務を営んでいた同地の商人にとって、それから引受信用業務への移行は「ほんのわずかのステップ」にすぎなかった<sup>(63)</sup>、と。しかし、両者の貿易金融制度としての内容には重要なちがいがあつた。つぎに、そのちがいを明らかにしつつ、問題の引受信用制度の構造的な特質＝脆弱性を浮き彫りにしよう。

委託荷見返前貸制度はいわば外国の輸出商にたいする金融制度である。アムステルダム仲継市場での委託販売を引き受けた商品の販売代り金を、その商品を預った時点で一部（見込販売価格の2/3～3/4）前渡しする制度だからである。それに比べ、引受信用制度は外国の輸入商にたいする金融制度として機能している。さきの例においてボルドーの商人がケーニヒスベルクから麻を輸入できたのは、引受の受けられるアムステルダム宛為替手形を利用できたからであつた。両者にはそのようなちがいがあつた。そして、一方は外国の輸出にたいする金融、他方は外国の輸入にたいする金融の制度であるという如上のちがいが、自己流動性（self-liquidity）という点で、両者の貿易金融制度としての構造的な差異を際立たせる。すなわち

委託荷見返前貸制度の場合、前貸はとにかく委託荷の販売によって回収できる。価格下落のリスクにたいしても、担保掛け目（見込販売価格の全額ではなく、その2/3～3/4の前貸）が安全保証していた。この制度にはそれ自体に流動機構が備わっているといえる。それにたいし、引受信用制度の場合にはどのようなであろうか。オランダ商人がケーニヒスベルク振出手形を引き受け、さらにその引受手形をボルドーの商人宛手形に置換するについては、ボ

ルドーからダンチヒ向けに輸出がなされ、ボルドーにおいてアムステルダム宛債権が発生することが見込まれていた。つまり、引受信用制度の自己流動性は一にその見込（ボルドーの商人宛手形の決済）の確実性にかかっているのである。しかも、この場合、信用供与者のオランダの商人は、ボルドー・ダンチヒ間取引には直接かかわりようがないのである。きわどい自動流動機構であることがわかる。この業務はその多くが交互計算勘定に基づく当座貸越の形で慎重に営まれたということである<sup>(64)</sup>が、当然であろう。そして、そうした営業態度のもとで、引受手形に見合って振り出される手形の決済が確実になされ続けるかぎり、極論すれば、前貸用貨幣準備を要した委託荷見返前貸の場合とはちがって、引受信用のための支払準備金は不要となるであろう。

## (2) 対イギリス証券投資の拡大

ここで2つの課題に行き当たる。委託荷見返前貸用の準備金は引受信用制度のもとでは遊休する（→2 $\frac{1}{2}$ %という超低金利状況の形成）。他に増殖先を求めなければならないであろう。その点の解明が1つ。他の1つは、上来引受信用制度は商品取引に関連するものとして対象視されてきたけれども、それははたして実物取引から遊離することはなかったのか、その検討である。それゆえ、以下、それらに取り組みねばならない。ただし、後者については節を改めることにし、本項では前者のみを取り上げる。まず、狙いを定めることにしよう。

18世紀中期アムステルダム仲継商業の衰微に伴い、そこに運用先を求めえなくなって遊休するのは、委託荷見返前貸市場を構成してきた資金にかぎらず、それまで在庫品担保貸付市場を形成していた資金もそうである。それら本来的な商品取引とのかかわり合いを失った資金は、どこに生活基盤を移したのか。擬制的商品の取引である。なかでもイギリスの株式、国債の取引に乗り出すのであった<sup>(65)</sup>。そここのところが本項の視角の対象にほかならない。叙述は（アムステルダムのみならず他の地方諸都市も含めた）オランダからイギリスへの証券投資として進められる。史料取扱い上の都合のためである。

アムステルダムにおける株式取引はもちろんオランダ東インド会社株式の

取引をもって17世紀はじめから始まっている。17世紀半ば過ぎまでには先物取引も行われていて、その投機取引を刺戟していた。(国債もその世紀第4四半期ぐらいには取引所に上場されていたが、しかしそれは商品としての均一性を欠いていて、投機対象には不向きであった。)そして、17世紀末までに取引所投機はオランダ中に蔓延する<sup>(66)</sup>。そのようななかで、オランダの対イギリス株式投資は始まる。

1694年、イングランド銀行株式に19人のオランダ人が15,300ポンドを投じている<sup>(67)</sup>。そうして1720年には、国債の一部を含む11銘柄のイギリス証券がアムステルダム取引所に上場されているのである<sup>(68)(69)</sup>。18世紀10年代にはオランダの対イギリス株式投資はかなりの程度に上っていたことがわかるが、その点で特筆すべきことは、南海泡沫ブーム事件(1720年)<sup>(70)</sup>にかんするつぎの事実である。南海会社株式はその設立(1711年)当初からオランダ人によっても所有されていて<sup>(71)</sup>、1720年春からのイギリスにおける南海会社ブームのなか、アムステルダム取引所でもとくにもてはやされる(同年2月1日138ポンドの株価はブーム絶頂期の6月1日には900ポンドを越えている)<sup>(72)</sup>が、しかし同年8月末から9月を境にこのブームが泡沫と消え去ったあと、オランダからイギリスへの投資は止まなかったということである<sup>(73)</sup>。ウィルソンによれば、「泡沫ブーム事件は、さらなる投資と投機の障害物として働くどころか、オランダにイギリスの証券を宣伝し、それらにかかわる人たちの輪を不変に広げる働きをしたのである」<sup>(74)</sup>。実際、1723年に南海会社の減資を目的にその株式と2度(新・旧)に分けて転換・発行された(新・旧)南海年金国債<sup>(75)</sup>も、同年10月までに活発に取引され始めており<sup>(76)</sup>、その50年代には、イングランド銀行株、東インド会社株、南海会社株(新・旧年金国債)のそれぞれ1/3はオランダ人に保有されているとみるのが一般的な見方である、といわれるほどになる<sup>(77)(78)</sup>。

他方、オランダ人のイギリス国債投資も18世紀前期着実に増加している。イギリスでは前世紀末には国王の私的債務と国家の債務が区別されるようになり、長期確定国債制度が成立していた(1693年、トンチン年金国債)<sup>(79)</sup>。議会在が起債を承認し、しかも支払を保証するこの制度は、オランダ(外国)でイギリス国債の信用(人気)を高めるうえで根本的に重要であった。事実、

1693年のトンチン国債には34人のオランダ人が総計8,200ポンドをもって(またオランダ以外の外国人12人が総計2,000ポンドをもって、それぞれ)応募している<sup>(80)</sup>。しかし、アムステルダム取引所でそれが取引されるようになるには、当時のイギリス政府の政治的、財政的状况はいまだ不安定であった<sup>(81)</sup>。しかし、先述のように、1720年までにイギリス国債は同取引所に上場されるにいたっていた<sup>(82)</sup>。そして、それから20年の間ウォルポールの和平政策の時代が続き(→国債の増加それ自体の回避<sup>(83)</sup>)、イギリスは政治的のみならず、財政的にも安定してくるのであった。

1740年代以降、オランダ人によるイギリス国債保有の状況に目を向けよう。客観性のある資料に欠けるのである<sup>(84)</sup>が、比較的控え目な、しかも詳しい試算をしているP. G. M. ディクソンによると、1723-24年に9%少々であったイギリス国債の外国人(オランダ人のほか、スイス、アイルランド、ドイツ人など)保有比率は、1750年には15%を少し下回る程度に増加し、そしてその15%足らずのうちオランダ人の占める割合は77.8%、つまり1750年イギリス国債の約12%をオランダ人は保有していたのである<sup>(85)</sup>。しかも、その割合は、イギリス確定国債が1749年末の71.8百万ポンドから1779年末の144.1百万ポンドと約2倍に増加する<sup>(86)</sup>間にも、上昇することはあっても下落することはなかった(12.5%~16.5%を推移)<sup>(87)</sup>。その間7年戦争(1756-63年)があり、その間の純支出は総額122百万ポンドにのぼっているが、その約7%はオランダ人によって拠出されたのである<sup>(88)</sup>。

ところで、18世紀中期、以上のようなオランダ資本のイギリス国債市場への流入は、オランダ(アムステルダム金融市場)の没落を問題意識するうえで重要な意味をもつ。イギリス重商主義帝国の完成にたいする奉仕ということである<sup>(89)</sup>。イギリスでは7年戦争期間中でさえ長期利子率が著しく上昇することはなかった<sup>(90)</sup>。事実止目すればわかる。イギリスは7年戦争中多額の戦費調達を進めながらも、オランダ資本でその一部を賄えたことから、その間国内の経済活動を混乱させずにすみ<sup>(91)</sup>、産業革命期に突入しえたのである。

(80) Wee, *loc. cit.*, pp. 344-345.

- (61) Wilson, *Commerce and Finance*, p. 26.
- (62) 「運賃は商人が自分自身で商品を運ぼうとする場合に考えられるよりも、はるかに安くついた。」(クーリッシュェル, 前掲訳書 I, 404ページ。)
- (63) Wilson, *Commerce and Finance*, p. 26 ; do., *Historians*, p. 35.
- (64) 石坂, 前掲書, 131, 161-162ページ。
- (65) Wilson, "Netherlands", p. 263 ; do., *Commerce and Finance*, pp. 62, 119, and cf. *ibid.*, pp. 88, 136 ; do, *Historians*, p. 36.
- (66) クーリッシュェル, 前掲訳書 I, 461-462ページ。
- (67) Peter G. Muir Dickson, *The Financial Revolution in England, a Study in the Development of Public Credit, 1688-1756*, London, 1967, p. 306.
- (68) Wilson, *Commerce and Finance*, p. 138.
- (69) そこで売買が成立すると、ロンドン代理人のもとに譲渡証明書(deed of transfer)が送られる。そして、その代理人がそれを当該株の発行会社に委任状(写し)とともに呈示し、名簿書換に立ち合う。ロンドンでの取引に際しても、代理人は委任状(写し)を呈示しなければならなかった。
- 1710年までに、イギリス証券制度における名簿書換制度も整い——それまで、国債でさえ、譲渡可能であるにもかかわらず、この制度を欠いていて、一般に証券の所有それ自体が債権者・株主の証拠とされていた——、それと対応的に、アムステルダムを中心とするオランダの投資家も法的に正式な代理人を証券取引代理人(securities agent)としてロンドンに配置するようになっていたのである。〔Wilson, *Commerce and Finance*, pp. 97-99 ; Dickson, *op. cit.*, pp. 318-319 ; cf. Alice C. Carter, "Dutch Foreign Investment, 1738-1800", *Economica*, vol. XX, Nov. 1953 (以下 "Dutch Foreign Investment"と略記。この論文はのちに, do., *Getting, Spending and Investing in Early Modern Times*, Assen, the Netherlands, 1975に再録), pp. 322-323.]
- (70) 宮田, 前掲書, 第6章第3節, 参照。
- (71) Wilson, *Commerce and Finance*, p. 99.
- (72) Dickson, *op. cit.*, p. 138, Table 17. 南海会社株だけでなく、他のイギリス株も同様に買い込まれている。アフリカ会社株, 東インド会社株, イングランド銀行株の順でそれぞれ価格が上昇している。それを同じく2月1日と6月1日で比較した上げ幅でみると、それぞれ5.8倍, 2倍, 1.5倍である。( *ibid.* )
- (73) Dickson, *op. cit.*, p. 311 ; cf. Wilson, *Commerce and Finance*, pp. 127-135. オランダの投資家はジョン・ローのミシシッピー計画にもかかわらず、うまく売り抜けていて、大して損失を蒙らなかった。(Wilson, *Commerce and Finance*, p. 103)
- (74) Wilson, *Commerce and Finance*, p. 108.
- (75) 鈴木俊夫『英国重商主義公債整理計画と南海会社』中京大学商学研究叢書, 1986年, 165-166ページ。

- (76) Wilson, *Commerce and Finance*, pp. 108, 130.
- (77) Carter, "Dutch Foreign Investment", p. 331; cf. John A Clapham, *The Bank of England, a History*, vol. I, Cambridge, 1944, p. 283. [「イングランド銀行, その歴史」, I, (英国金融史研究会訳) ダイヤモンド社, 1970年, 324ページ。] 事実, ディクソンによると, 1750年にはイングランド銀行株の35%余, 東インド会社株の24%弱, 南海会社株(新・旧年金国債)約11%が外国人に保有されていて, そのうちオランダ人保有は77.8%を占めている。(Dickson, *op. cit.*, p. 321, Table 50, and p. 324, Table 51.)
- (78) アムステルダム, ハールレム, ハーグ, ロッテルダムその他の商人だけでなく, 多くの役人, 市長, 寡婦, 孤児および慈善機関がその投資家であった。(Wilson, *Commerce and Finance*, p. 135.) 17世紀末アムステルダムに金利生活者層が存在していたことは前節で論及したが, 投資家が商人に限られず, しかもアムステルダム以外の地方でもイギリス株式が分散所有されている (cf. Dickson, *op. cit.*, pp. 323-326.) 点, 18世紀中期オランダにおける証券投資家層の厚さ, 遊休資金圧力(→低金利状況)をあらためて確認することができる。
- (79) Eric L. Hargreaves, *National Debt*, 1930, rep. London, 1966, p. 6; Wee, *loc. cit.*, p. 384; 長谷田泰三「英国財政史研究」勁草書房, 1951年, 34-35ページ。
- (80) Dickson, *op. cit.*, p. 306; cf. R. D. Richards, *The Early History of Banking in England*, 1929, rep. London, 1958, p. 134.
- (81) Wilson, *Commerce and Finance*, pp. 91-92.
- (82) Riley, *op. cit.*, pp. 35-67は, 18世紀とくにその中期以降のアムステルダムにおける外国債市場機構に一般的分析を与えている。
- (83) cf. Dickson, *op. cit.*, pp. 199-215.
- (84) 当時, オランダ人のイギリス国債保有の詳細は, それが社会不安を惹起するかもしれないという理由で秘密にされ, イングランド銀行重役と大蔵省高官だけが掌握していた。また, オランダ人投資家はイギリス人をダミーとして利用する場面が多かったことも, オランダ人のイギリス国債投資について正確な数値を知りえない理由である。(Wilson, *Commerce and Finance*, pp. 78, 163.)
- (85) Dickson, *op. cit.*, pp. 311-312, 320-322, 323-324; cf. Riley, *op. cit.*, pp. 87, 122-123. なお, ディクソンによる推定値は比較的控え目だというのは, ウィルソンのあげている数値 (Wilson, *Commerce and Finance*, p. 78.) にたいしてである。
- (86) Brian P. Mitchell & Phyllis Deane, *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge, 1962, pp. 401, 402.
- (87) Carter, "The Dutch and the English Public Debt in 1777", *Economica*, vol. XX, May 1953 (のちに, *do.*, *op. cit.*, に再録), p. 161; Riley, *op. cit.*, pp. 123-124.
- (88) Mitchell & Deane, *op. cit.*, pp. 386 ff.; Riley, *op. cit.*, p. 124. ちなみに,

1807-10年には、5億ポンドをかなり上回る国債総数のうち2,000万ポンドが外国人に保有されるにすぎなくなる。(Dickson, *op. cit.*, pp. 322-323.)

(89) 川北, 前掲書, 第5章第4節, 参照。

(90) L. S. Pressnell, "The Rate of Interest in the Eighteenth Century", *Studies in the Industrial Revolution* (ed. by Pressnell), London, 1960, (以下, 本書は *Studies* (ed. Pressnell) と略記) pp. 207, 213; R. Browning, "The Duke of Newcastle and the Financing of the Seven Years' War", *Journal of Economic History*, vol. XXXI, no. 2, June 1971, p. 374.

(91) A. H. John, "War and the English Economy, 1700-1763", *Economic History Review*, 2nd ser., vol. VII, no. 3, 1955, pp. 342, 343; D. M. Joslin, "London Bankers in Wartime 1739-84", *Studies* (ed. Pressnell), pp. 171-172. なお, 関連して, Robert V. Eagly & V. Kerry Smith, "Domestic and International Integration of the London Money Market, 1731-1789", *Journal of Economic History*, vol. XXXVI, no. 1, Mar. 1976, pp. 198-212 を参照。18世紀中期(1731-89年), ロンドン貨幣市場とアムステルダム貨幣市場の交流が盛んであったことがわかる。

### III 1763年恐慌と1773年恐慌

#### ——アムステルダム金融市場の没落——

##### (1) 1763年恐慌——引受信用制度の破綻——

18世期中期アムステルダムでは衰微した仲継貿易に代って引受信用業務が發展し, 対イギリス証券投資が拡大展開されてくるにいたった。しかし, そのころオランダは国民経済的に拠って立つべき生産力的基盤をまったく喪失していたのである。既述のように, アムステルダム仲継商業はそれを切り捨てつつ發展したのであったからである。18世紀中頃生産力的に空洞化した経済構造のうえに, アムステルダムにおける引受信用業務と対イギリス証券投資活動はそれぞれ進められたわけである。どれほどの間続きうるものであろうか。それら引受信用業務と対イギリス証券投資活動が破綻していく過程が究明されなければならない。本節の目的である。以下, 項を2つに分け, 順次取り組むことにする。18世紀末アムステルダムの決定的没落の局面が描き出されるであろう。なお, 前節第2項で設定され, 本節に持ち越されていた課題(引受信用制度は商品取引から遊離することはなかったのか)は, 本項で

扱われる。

1756年、7年戦争(→1763年)が始まる。オランダはこの戦争にたいし中立(参戦諸国とはそれぞれ通商しうる立場)を維持したが、しかしヨーロッパの多くの国々がそれに巻き込まれたために、ヨーロッパにおける商業は縮小せざるをえなかった。アムステルダムにおける引受信用業務も、それが商品取引を成立基盤とするかぎり、必然的に停滞する。対外とくにイギリス国債投資にいつそう比重がかからざるをえない。上述したように、イギリスは前世紀末には確定国債制度を整えていて、当時の論者によると、その国債の信用はそれを欠いたフランス国債に比べて高く、オランダ人投資家を惹きつけることができたのである<sup>(92)</sup>。そして、1759年戦局がイギリスに有利になった(→フランス国債価格の下落)のを契機に、オランダ人のイギリス国債投資は拡大するのであった<sup>(93)</sup>。A. カーターの試算によると、1749-50年のオランダ人の全投資額のうち13.2%がイギリスに向けられたが、1759-60年には17.4%にふえている<sup>(94)</sup>。

そのような結果、前述のように、イギリスが7年戦争の間調達した戦費総額122百万ポンドの約7%をオランダ人が拠出することにもなったのである。イギリスの国債残高は開戦翌年の1757年の77.8百万ポンド強が、1763年の終戦年にはほとんど2倍の132.1百万ポンド強に膨れ上っている<sup>(95)</sup>。イギリスはハノーヴァーに派兵し、しかもプロイセンにも援助金を送りつつ、7年戦争を戦っていたのである。オランダ人になるイギリス国債の代り金は送金業務に携っていたペルス(Pels)、クリフォード(Clifford)、ホープ(Hope)のようなアムステルダムの大商會にたいする債務の支払に充てられ<sup>(96)</sup>、またイギリスからも大陸に向け送金されたのである。1760年、そのころロンドンでオランダ人金融業者の第1人者と目されていたネック(Joshua van Neck)<sup>(97)</sup>が、アムステルダム在のイギリス政府高官にたいし、総額の2/3は一覧後8日払手形、残りの1/3は1ヵ月の手形で送金している事実がある。手形が分けられているのは、金額が大きいため、ポンド相場を下落させる危険があり、それを回避するためであったという<sup>(98)</sup>。

さて、1759年、イギリスにとって戦況は好転する。大軍の派遣が奏功したからであった。戦争も後半に入るとともに、アムステルダム商人の送金業務

も一段と活発になったわけである。かれらにとって、イギリスからの送金・支払に先立って引受信用を供与する機会もふえる。また、ドイツ各地の交戦諸国の商人には戦費の負担を免れなかったが、戦争が長びくにつれて、かれらもアムステルダム商人の引受信用に依存せざるをえなくなってくる<sup>(99)</sup>。

そのようななかで、前出のペルスら大商人はアムステルダム銀行に適正な支払準備金を維持していたが、一部には白地信用供与に乗り出すものが現出するのである。ヌーフヴィル兄弟商会 (Gebr. de Neufville) に代表される商人たちである。かれらは外国商人の振り出した手形を引き受けるについて、商品船積による担保(手形振出国からの輸出)を要求しなかったのである。ここで、前節に引例した引受信用制度の仕組みを想起しよう。あの場合、アムステルダムの商人がケーニヒスベルク振出の手形を引き受けたのは、その振出人ボルドーの商人がボルドーからダンチヒへの輸出によってアムステルダム宛債権を入手するという見込があったからである。しかし、いまや引受信用はそうした商品取引から遊離して供与されるものとなる。そして、その遊離、換言すると、それは支払準備金の制約からの逸脱にほかならないが、その拡大のいきつくところは、引受信用の凭合い、「手形の連鎖」(chains of bills) 形成であった。次項で詳述することであるが、要するに、たとえばA・B 2人の商人が相互了解のもとに、つぎのように手形を振り出し合うにいたるのである。まずAがB宛に手形を振り出して、それをBが引き受け、他方Bも引受手形の支払期日までにその引受額に利子や手数料を上乗せした額のA宛手形を振り出し、引受ける、こうである。しかも、それは繰り返される(→利子や手数料の累増)だけでなく、Aは複数の商人を相手にそれを行うであろう。アムステルダム引受信用制度はまさに末期的の症状をもって展開する。A・スミスがスコットランドにおける「手形の振出と逆振出」(drawing and re-drawing) 制度として指弾したものの原型にほかならない。

「手形の連鎖」の破綻は戦争終結(1763年2月)後間もなく(同7月末)訪れる。アーロン・ヨーゼフ (A. Joseph & Co.), ついでヌーフヴィルが支払不能に陥り、続いて18人の商人が破産する。そして、ドイツ各地の都市(ハンブルク、ブレーメン、ベルリン、ライプチヒ、アルトナ、リューベック) およびストックホルムへとその影響は国際的に波及するのであった<sup>(100)</sup>。

ロンドンもこの恐慌の影響を免れなかった。しかし、そこでは大規模な破産はみられなかった。アムステルダム（オランダ）の恐慌はまさにロンドン（イギリス）の機会であった。しかし、アムステルダム金融制度（貨幣市場）の混乱はイギリス国債の価格下落を招き、ひいてはその消化先を失うことになるであろう。イギリス（イングランド銀行）はアムステルダム貨幣市場の救済に乗り出す。イングランド銀行（および重要なロンドン個人銀行）は、そのために準備金を自由に使えるように、自己手形を一時的に支払停止することに同意したといわれている<sup>(101)</sup>。実際、イギリスから1763年8月と同9月、それぞれ5回と2回にわたって、大量の正貨がアムステルダム向けに現送されているのである。1763年オランダの恐慌がロンドンに与えた影響としては、その点がもっとも特徴的なことであった。ちなみに、イングランド銀行の地金保有高（推定）は1762年の305万ポンド余が翌年には37万ポンド弱に激減している。そして、銀行券流通高（推定）は同じく558.7万ポンドから531.5万ポンドに減り、手形割引のほうは、1762年8月31日から翌年8月31日までの7.9万ポンド強が、その後1年間には10.1万ポンド強にふえている<sup>(102)</sup>。イングランド銀行は1760年を境によく割引業務の拡張に乗り出すのであるが、10万ポンドを越える年間割引額は、その60年代としては突出している<sup>(103)</sup>。さて、オランダの恐慌の煽りを受けてロンドンでは金流出が生じた。その結果、金価格がかなり上昇し、オランダにとって有利な為替相場がもたらされることになる<sup>(104)</sup>。

以上が1763年引受信用恐慌分析である。7年戦争によってヨーロッパ商業が収縮し、他方戦争金融の重圧のもとで、アムステルダムに引受信用の凭合いを生む状況が生じ、結局その引受信用制度（貨幣市場）は決定的な破局に追い込まれたのであった。アムステルダムは引受信用制度あればこそヨーロッパ商業の決済を集中化させることができたのであったから、1763年恐慌はいまやそうしたヨーロッパ商業の為替決済の中心地としての地位から同地を明確に滑落させずにはおかなかった。最後に、その点2つの事実で確認しておく。

問題の恐慌の前年の1762年、スコットランドで激しい現金流出が生じ（後述）、当時 *Scots Magazine* 誌において為替相場が問題視されたのであるが、

そのさいすべての論者が対ロンドン相場のみと言及しているという事実、これが第1である。これは18世紀末までにロンドンが国際決済上重要となっていたという見方に根拠を与えるであろう<sup>(105)</sup>。つぎに、1763年、恐慌を契機として、ロンドンとサンクト・ペテルブルグの間に直接為替相場が建てられるようになった<sup>(106)</sup> という事実である。すでに述べたように、ロシアではそれまでアムステルダム宛以外に為替の建値は行われていなかったのである。1763年以降、實際上すべてがただちにそうなったわけではないにしても、イギリスとロシアの間の取引(送金)についてはアムステルダムを經由して決済される必要はなくなったのである。

## (2) 1773年恐慌——証券投資制度の破綻——

1763年恐慌もペルスら伝統的な引受業務を営んでいた商人をそこに巻き込むことはなかった。しかし、かれらも恐慌を契機に(商業を含む)引受業務の割合を減らし、証券投資活動にウェイトを移すようになる。恐慌がうえにみたような意味をもつものであった以上、当然であろう。いまやアムステルダム商人にはそれしか残されていない。そして、その行き着く先に1773年恐慌がある。証券市場としてのアムステルダムの地位も崩落する。以下、その過程を叙説することにしよう。

そのためには、迂遠のようであるが、ひとまずアングルをイギリスに向けなければならない。というのは、1773年オランダにおける恐慌はその前年末に兆し始め、その年1月末に頂点に達しているのであるが、しかしそれは72年夏のイギリス(イングランド・スコットランド)での恐慌を波頭として起ったのであったからである。しかも、本稿の見地からはイングランドよりもスコットランドにおける恐慌が重要な関心の対象となる。理由はこうである。72年イギリスの恐慌は、(66年には東インド会社株で10万ポンドもの利益をあげていた)A. フォーダイス(Alexander Fordyce)が同年6月に東インド会社株の売方投機に失敗し、パートナー——フォーダイスはNeal, James, Fordyce & Downeなる商会のメンバーであった——に55万ポンドにのぼる損失を残して、その9日、フランスに逃亡したことを契機にまずイングランド(ロンドン)で発生する。そして、そのフォーダイスらが、エア銀行(Ayr

Bank)として知られるダグラス・ヘロン商会 (Douglas, Heron & Co.) のロンドン代理店として同行の手形の引受を行っていたことから、スコットランドに広がるのである<sup>(107)</sup> が、そのさいにみられた手形引受 (引受信用の供与) 制度の利用は、1763年オランダに恐慌を惹き起した「手形の連鎖」形成 (「手形の振出と逆振出」) の過熱ぶりを再現するものであったからである。7年戦争の末期、アムステルダム貨幣市場が引受信用制度の乱用の舞台とならざるをえなかった理由はすでに明らかにした。以下、それからおよそ10年後、スコットランド銀行制度においてそうした事態がなぜ再生されなければならなかったか、それを浮き彫りにし、1773年オランダ証券恐慌分析の序論としよう。直截には、エア銀行設立 (1769年) の背景とその活動、つまりは18世紀中期スコットランド銀行制度の状況の解明が課題である<sup>(108)</sup>。

1750年代のスコットランドではエディンバラとグラスゴーで銀行制度の展開がみられた。すなわち、エディンバラには当時特殊的に亜麻工業のための銀行であった特許会社イギリス亜麻織物会社 (British Linen Company)<sup>(109)</sup> (1746年設立) は別として、まずスコットランド銀行 (Bank of Scotland) と王立スコットランド銀行 (Royal Bank of Scotland) という、それぞれ1695年、1727年設立の2行の特許銀行があった。両行ともキャッシュ・クレジット (cash credit) 制度を通じて銀行券を発行した発券銀行である。キャッシュ・クレジットとは、(確実な信用と十分な土地資産をもつ) 2人かそれ以上の連帯保証のもとに、一定の枠を限って与えられる対人信用にほかならない。受信者はその限度内ならば自由に引出・利用でき、利子はその引出額 (→銀行券発行) にたいしてつけられる。後発の王立スコットランド銀行が1728年に、先発のスコットランド銀行との競争上、貸出拡張策として採り入れ、翌年からは後者も導入していた<sup>(110)</sup>。また、スコットランド銀行の発行する銀行券は選択条項 (optional clause) 付であった。選択条項付銀行券とは、それを発行した銀行が兌換要求を受けたとき、即時払するか、それとも6ヵ月のちに利子付で支払うか、いずれかを選択できる権利をもつ銀行券のことである。スコットランド銀行は王立スコットランド銀行から銀行券の大量収集に基づく攻撃的な兌換請求を受けたさいの対応策として、1730年5ポンド券に、ま

た1732年には1ポンド券に選択条項を付けたのである<sup>(111)</sup>。しかし、王立スコットランド銀行も（そしてイギリス亜麻織物会社も）、後述する1762年現金流出状況のなかで選択条項付銀行券を発行するにいたり<sup>(112)</sup>、スコットランド銀行制度の一般的特徴となる。さて、つぎに、以上の特許銀行の代理店として機能する個人銀行が存在した。それらは発券せず、特許銀行からキャッシュ・クレジットを受け、借手には特許銀行の銀行券を供給していた。特許銀行はいずれも内外の為替手形の取扱を忌避していたが、それは個人銀行の営むところであったから、特許銀行としては個人銀行を介して為替手形業務からも流通に銀行券を投じることができるのであった<sup>(113)</sup>。

他方、グラスゴウの銀行はそれぞれ1740年と50年に設立された2行の個人銀行——その発行する銀行券の図柄に由来して、それぞれShip Bank, Arms Bank とよばれた——で、いずれも発券銀行であった。両行とも設立後しばらくして前記の両特許銀行から激しい兌換請求を受けたのであったが、煙草貿易を基軸としたグラスゴウの産業発展<sup>(114)</sup>を背景にそれをよく凌ぎ、そしてその教訓から選択条項付銀行券を発行するにいたっていた。なお、アバディーンにも1749年に個人銀行が成立していたが、グラスゴウの場合と同様の両特許銀行の攻撃のまえに、5年足らずのうちに消滅している<sup>(115)(116)</sup>。

以上、1750年代スコットランド銀行制度を一瞥したのである<sup>(117)</sup>が、それはかなり先進的であったことがわかる。そのころには金属通貨はほぼ銀行券に置き換えられていたのである<sup>(118)</sup>。ところが、そのようなスコットランド銀行制度（その先進性）の拠って立つ基礎は脆弱なのであった（後進性）。選択条項付銀行券やキャッシュ・クレジットという制度がそこに特異的に形成されるのは、その反映にほかならない。それらがスコットランドに成立せざるをえない信用論的基盤をつぎに解き明かす必要がある。

まず、選択条項付銀行券について。銀行は選択条項を発動して6ヵ月先に現金支払を引き延ばすことができたとしても、その間に負担すべき5%の利子は、市場利子率との関係からすると、銀行にいつも有利になるわけではなかった。これは田中氏の指摘である<sup>(119)</sup>。しかし、われわれの視点はそこからさきに進められなければならない。すなわち、そのような制度がなぜスコットランド銀行制度の慣行となったのか、これが問われる必要がある。選択条

項付銀行券を部分的モラトリアムとして捉える視角を設定すればよい。答えはスコットランドが慢性的に現金（金・銀）不足の状態にあった<sup>(120)</sup> ことに求められる。現金不足状況のもとで、銀行制度として信用供給の拡大を図るには、モラトリアムを一部導入する以外にないのである<sup>(121)</sup>。しかも、その銀行信用は商業信用の代位（手形割引）としてではなく、主要に対人信用なるキャッシュ・クレジットによって供与されたのである。スコットランドにおける商業信用の未成熟<sup>(122)</sup> に原因がある。産業内で社会的に垂直的な分業が発達せず、商業信用の伸長がみられなかったということである<sup>(123)</sup>。

事実、スコットランド銀行制度を先進的に成り立たしめていた基礎の不安定性は、1760年代初めには自己を露呈する。以下、その過程をH. ハミルトンの研究に従って析出する<sup>(124)</sup>。信用供給能力（金属準備）と信用需要拡大（経済成長）の対立を軸に、事態は展開したことがわかる。

1740年代末から1760年にかけて、スコットランド経済は成長の過程を歩む。その間、1755年にはリセッションに陥っているものの、その翌年からの7年戦争による需要増に刺戟されて、1750年代後半の成長はとくに著しかった<sup>(125)</sup>。銀行制度による信用供給の増大に伴われなければならない。経済成長（投資機会の増大）はスコットランドにイングランドから資本を吸引したのであったが、そのような流入資本がその地の銀行制度の信用供給能力をも増強したのであった。エディンバラの個人銀行はその運転資本の多くをイングランドからの資本に負っていたのである。しかし、7年戦争も末期の1761年末までにスコットランド経済もかげり始め、同地とイングランドの間の資本の流れにも逆転が生じてくる。終戦を見込んだイギリス国債の投機からロンドンの国債市況が回復し、そこへ向けイングランドの資本が引き揚げられだすようになるからである。スコットランドの資本ももちろん流出する。そして、それが直接的な原因となって<sup>(126)</sup>、1762年にかけて対ロンドン為替相場が大きく（つまり貨幣輸出点を越えて）下落し、激しい現金流出が生じたのである。

その間、特許銀行はその銀行券の過剰発行の状態に追い込まれていた。イングランド資本の引揚によって難局に立たされていた個人銀行を救済するために——特許銀行にとって個人銀行は最上の顧客であった——、キャッシュ・クレジットを拡大した結果である。しかし、激しい現金流出は1762年1月

以降それに信用抑制策をとらせるにいたる。その結果、景気のさらなる落ち込みを代償に、為替相場は同年4月半ばまでに好転するが、しかしスコットランドの現金不足の構造が改善されることはなかった。(ここにおいて、先述のように、王立スコットランド銀行——そして、イギリス亜麻織物会社も——選択条項付銀行券を採用するのであった。)そして、同年末までに景況も上向く(→信用需要の高まり)にもかかわらず、特許銀行はその年初来の信用政策を固持し続けたのである。それが結局翌63年、エア、ダンディおよびパースなど地方都市における個人銀行の新設を刺戟し、それらによって選択条項付の、しかも小額の銀行券が発行されるにいたるのである。「小額銀行券の熱狂」時代が現出する。銀行券は減価し、同年12月までに為替相場は大幅に下落する<sup>(127)</sup>。またもや現金の流出である。1765年議会は、翌年5月15日以降スコットランドの銀行券はすべて一覽払であるべきこと、および1ポンド以下の小額銀行券の禁止を決めなければならなかった。選択条項付銀行券、さらには小額銀行券は現金不足の構造のもとで信用の拡大を歴史的に担うものであったとすると、それらの禁止は成長期にあるスコットランド経済にたいし信用供給の不足を慢性化させずにはいないであろう。

事実、1760年代末に向け、信用逼迫によって企業活動が厳しく制約されているという苦情が絶えなくなってくる。1765年法制定以後も、地方に発券銀行が設立されたり、(グラスゴーに支店をもっていた)イギリス亜麻織物会社も亜麻工業の関係者以外にも顧客層を広げるようになるのであるが、両特許銀行は依然として保守的態度をとり、他方経済の拡大が著しかったからである<sup>(128)</sup>。信用供給不足の状況は打開されなければならない。ここに、信用授与において「消極的だという憤激を多少とも買っていたエディンバラの諸銀行にとってかわろう」<sup>(129)</sup>として、エアにダグラス・ヘロン商会つまりエア銀行が設立される。1769年11月のことである。

エア銀行はダンフリースとエディンバラに支店を開き、創立目的に即して寛大にキャッシュ・クレジットを供与したり、手形を割引く。たとえば、出資払込は分割払込の形式をとっていたが、出資者の中にはのちの賦払金のためにキャッシュ・クレジットを受ける者もいたのである<sup>(130)</sup>。多額の銀行券が発行される。しかも、短期間のうちにスコットランドの全通貨の2/3を占め

たといわれるほど、それは急調に供給されたのである。しかし、それらの多くは兌換やロンドン払手形を求めてただちに還流してくる。ロンドン残高も含めた兌換準備金は恒常的に流出する。兌換準備金（→エア銀行の銀行券流通の条件）が形成されなければならない。ここで、先述のようにオランダで大々的に利用され（→1763年恐慌）、イングランドでもいくらか普及していた「手形の振出と逆振出」（「手形の連鎖」形成）に同行は乗り出すのである。たとえば、エディンバラのAがまずロンドンのB宛に日付後2ヵ月払の手形を振り出す。この場合、AはBにたいして債権（ロンドン残高）をもっていない、Bはつぎのことを条件にその手形を引き受ける。すなわち、その手形の期限が来るまえに、その金額に利子と手数料を加えた額面をもつ、同じく日付後2ヵ月の手形をA宛に逆振出するということである。Bはそれを実行する。これが「手形の振出と逆振出」である。そして、そこにおけるA振出（B引受）手形がエディンバラで、またB逆振出（A引受）手形がロンドン（イングランド銀行）で割引を受けることができるかぎり、それは、利子と手数料を累積させつつつぎのように繰り返えされていく。すなわち、Bによる逆振出手形が満期になるまえに、AはあらたにB宛手形を振り出し、さらにその後2ヵ月が経過しないうちに、BはA宛に第2の手形を逆振出する、というようにである<sup>(131)</sup>。

エア銀行は如上の「手形の振出と逆振出」によって、寛大な信用供与政策をとりつつ自行銀行券の流通の条件を維持しようとしたのである<sup>(132)</sup>。そして、同行の「手形の振出と逆振出」取引の相手がフォーダイスらの商会——それはエディンバラに支店を置いていた——なのであった。しかし、1771年は40年代以来のスコットランド経済の長い成長過程の終る年である<sup>(133)</sup>。その年の夏までにエア銀行の信用膨脹政策も限界に突き当たる。その役員のなかにさえキャッシュ・クレジットの口座（キャッシュ・アカウント）数の多さに驚く者も現われ、エディンバラの特許銀行も（一方で地方銀行の銀行券は受け取る用意があると声明しつつ、他方）エア銀行手形を忌避し出す。と同時に、ロンドンでもスコットランド手形は厳しい扱いを受けるようになる<sup>(134)</sup>。1772年が明けると、イングランド銀行もおもにアムステルダムに関係したスコットランド人とユダヤ人の手形にたいして、選択的に信用を制限するという態

度を取り始めるのである<sup>(135)</sup>。そうしてついに、同年6月8日、フォーダイスはかれのアムステルダムのユダヤ人宛手形の割引を同行に拒否され、破産する<sup>(136)</sup>。ロンドンの10行を下らぬ個人銀行も巻き込まれ、エア銀行に波及するのは、同月25日のことであった<sup>(137)</sup>。

以上、序論としては長きに失した嫌いがあるが、1772年イギリスに起った恐慌をおもにスコットランドについて考究してきた。それでは、それは翌73年オランダでの恐慌にどのように連なるのか。フォーダイスが破滅に追い遣られた直接的原因は、本項の冒頭にも記したように、(イギリス)東インド会社株の売方投機の失敗であったが、その東インド会社株投機(証券市場)を通じてである。1773年オランダの恐慌に解析の歩を進めなければならない。

既述のように、フォーダイスは1766年に東インド会社株取引から大きい利潤をあげることができていた。そして、72年その売方投機に出るのである。しかし、値下りした時点で買戻すべく、売方に回ったフォーダイスにとって、東インド会社株はかれの予想どおりには値下りしなかった。しかし、皮肉にも、1772年6月9日、かれの失跡がその契機となる。かれの一件の煽りを喰って、東インド会社株は値下りを始めたのである。6月末エア銀行破産ののち、7月になると、買方投機が進められるようになってくる。そして、9月ベンガル経営の失敗のニュース到着を機に、東インド会社株は一段と下落し、買方投機に拍車がかかる。しかも、それはロンドンではなく、アムステルダムを舞台に展開するのである。(イングランド銀行のごく初期段階からの取引先である)名門商会クリフォードを筆頭に進められる。コンタンゴ(continuation)と抵当借入がさかんに利用されるのである。しかし、東インド会社株は12月になっても結局上昇せず、20日ごろまでに投機信用の過大性が明るみに出る。たとえば、クリフォードは27日に破産するのであるが、そのとき、104.9万グルデンの資産にたいし負債464万グルデンを抱えていた。翌73年1月にかけてアムステルダムは恐慌状態に陥り、イギリス・オランダ間の全取引制度は麻痺する。ロンドンでも6大商會が支払を停止する<sup>(138)</sup>。

しかし、アムステルダムにはなす術がなかった。ロンドン(イングランド銀行の施策)だけが頼りであった。1月10日、イングランド銀行はふたつの

政策を実施する。まず、アムステルダム向けに正貨の輸送を望む商人には正貨の引出しを認める。オランダ人金融業者ネック（前出）は50万ポンドをアムステルダムに送ったといわれている。第2に、投機にかかわったユダヤ系商人の手形割引を拒否し、かれらの整理を図った。そして、そののちまずスコットランドの銀行手形の、ついですべての手形の割引を停止するにいたる。クリフォード商会が破産時にイングランド銀行に割引債務を負っていたことからわかるように、そうしたイングランド銀行の態度はそれなりに厳しい影響力をもち、アムステルダムにおける恐慌は1月29日と30日に頂点に達する。その両日にある公証人の扱った不渡手形の多くは、直接に対イギリス取引に関するものであった<sup>(139)</sup>。結局、1763年恐慌を耐えることができた3大商会（クリフォード、ホープ、ペルス）のうち、生き残ったのはホープだけであった<sup>(140)</sup>。

そして、アムステルダムの没落にとって、1780-83年、オランダを第4次対イギリス戦争に引き摺り込んだアメリカ独立戦争、さらに1795年、ナポレオンの占領が最後の鉄槌であった<sup>(141)</sup>。オランダ共和国そのものが解体する（バタヴィア共和国の建設、市民革命）。こうして、1802年、H. ソーントンはロンドンについてつぎのように述べることができた。すなわち、「ロンドンはまだとくに最近ではヨーロッパの商取引の中心となっており、実際世界の商取引の中心でもある。即ち、ロンドン港以外の港やその他の商業都市に住み、そこで活動している商人たちが支払うべき外国の支払指図書は、殆ど例外なしにロンドンで支払われうようになっているのである」<sup>(142)</sup>

(139) Wilson, *Commerce and Finance*, p. 92.

(140) *ibid.*, pp. 76, 160.

(141) Carter, "Dutch Foreign Investments", p. 329, Table II. その後についても付記しておく、1769-70年17.6%, 1779-80年19.2%とふえ、1789-90年12.7%, 1799-1800年8.8%と、1780年代以降減ってくる。( *ibid.* ) 後述することであるが、ロンドン金融市場の成長にたいするアムステルダム金融市場の決定的衰退を窺知することができる。

(142) Hargreaves, *op. cit.*, p. 291, Table A ; Wilson & Parker (eds.), *op. cit.*, p. 131, Table 5. 20.

(143) Wilson, *Commerce and Finance*, p. 166.

- (97) cf. *ibid.*, pp. 111-116, 159-162.
- (98) *ibid.*, pp. 159-160. イギリスはスペイン継承戦争(1701-14年)時にすでに為替による多額送金を成功させていた。(Sperling, *loc. cit.*, p. 464.)
- (99) 石坂, 前掲書, 160-161ページ。
- (100) Wilson, "Netherlands", pp. 122-123; do., *Commerce and Finance*, pp. 167-168.
- (101) David Macpherson, *Annals of Commerce, Manufactures, Fisheries, and Navigation, with Brief Notices of the Arts and Sciences connected with them, containing the Commercial Transactions of the British Empire and other Countries, from the Earliest Accounts to the Meeting of the Union Parliaments in January 1801*, vol. III, London, 1805, p. 373.
- (102) Clapham, *op. cit.*, I, pp. 296, 301. (邦訳 I, 338, 343ページ)
- (103) *ibid.*, p. 301. (同, 343ページ。)イングランド銀行が1760年あたりを画期として手形割引業務を本格化してくるものの歴史的意味は重要である。イングランド銀行は成立期以来の存立基盤(前期的商業資本)から脱却し、国民経済の基礎(産業的成長に伴って造成されてくる商業信用制度)のうえにその業務を営むべく、歴史的性情転換を始めたと考えられるからである。
- (104) Wilson, "Netherlands", pp. 123-124; do., *Commerce and Finance*, pp. 168-169.
- (105) Hamilton, "Scotland's Balance of Payments Problem in 1762," *Economic History Review*, 2nd ser., vol. V, no. 3, 1953 (以下"Balance of Payments"と略記), p. 350, n. 2.
- (106) Wilson, "Netherlands", p. 123; do., *Commerce and Finance*, p. 65; do., *Historians*, p. 38.
- (107) Wilson, "Netherlands", p. 124; do., *Commerce and Finance*, pp. 169-172.
- (108) スコットランド初期銀行史に関するわが国の研究としては、ただ1つ、田中, 前掲書, 第8章(「1762年および72年のスコットランド銀行恐慌」)が光っている。そのほか、経済史家になる業績として、北政己『近代スコットランド社会経済史研究』同文館, 1985年, 第II部第4章, さらに藤田淑人「18世紀後半におけるグラスゴウ銀行業の成立」『文学研究紀要』(早稲田大学大学院)別冊第7集, 1980年, がある。
- (109) 後出の注①②。
- (110) Smith, *op. cit.*, I, p. 316. [邦訳(2), 274ページ]; William Graham, *The One Pound Note in the History of Banking in Great Britain*, 2nd ed., Edinburgh, 1911, pp. 61-64; Andrew W. Kerr, *History of Banking in Scotland*, 3rd ed., London, 1918, pp. 49-50; Neil Munro, *The History of the Royal Bank of Scotland, 1727-1927*, Edinburgh, 1928, pp. 69, 71; Hamilton, "Balance of Payments", p. 345; do., *Economic History*, pp. 300-301; do., *The Industrial Revolution in Scotland*, Oxford, 1932 (以下*Industrial Revolution*と略記), p. 258; ロンド・キャメロ

- ン「産業革命と銀行業」(正田健一郎訳)日本評論社, 1973年, 107ページ; Sydney G. Checkland, *Scottish Banking, a History, 1695-1973*, Glasgow & London, 1975, pp. 63, 67.
- (11) Graham, *op. cit.*, p. 48; Kerr, *op. cit.*, p. 47; Munro, *op. cit.*, p. 72; Hamilton, "Balance of Payments", p. 354; do., *Economic History*, pp. 300, 305; キャメロン, 前掲訳書, 97ページ; Checkland, *op. cit.*, p. 67.
- (12) Graham, *op. cit.*, p. 85; Munro, *op. cit.*, pp. 125-126; Hamilton, *Industrial Revolution*, p. 265; do., "Balance of Payments", p. 354; do., *Economic History*, p. 311; Checkland, *op. cit.*, pp. 68, 109.
- (13) Graham, *op. cit.*, pp. 71-75; Kerr, *op. cit.*, p. 51; Hamilton, *Industrial Revolution*, pp. 260-261; do., *Economic History*, pp. 302-303.
- (14) T. M. Devine, "Colonial Commerce and the Scottish Economy. c. 1735-1815", *Comparative Aspects of Scottish and Irish Economic and Social History, 1600-1900* (eds. by L. M. Cullen & T. C. Smout), Edinburgh, 1977, pp. 177-178.
- (15) Graham, *op. cit.*, pp. 49-58; Kerr, *op. cit.*, pp. 63-67; Munro, *op. cit.*, pp. 111-112; Hamilton, *Industrial Revolution*, pp. 261-264; do., *Economic History*, pp. 303-305.
- (16) 両特許銀行は地方発券銀行の成立ののち1750年代ははじめまでに旧来の対立関係を解消し, それぞれの発券機能を護持するために協調関係に入る。(Ship Bank はスコットランド銀行から, また Arms Bank は王立スコットランド銀行からおのおの肩入れされて成立し, そしてそれぞれにキャッシュ・クレジットを受けていたのである——両特許銀行としては, それら両個人銀行をそれぞれグラスゴーにおける自行銀行券発行の窓口たらしめようとしたのであった——が, しかしそれらは独自に銀行券を発行するにいたったことから, 両特許銀行からの攻撃を招いたのであった。)1752年, 両特許銀行は原理的に手形交換制度に当る, 銀行券の(月次)交換制度を導入し, 危急時の現金貸付による相互救済を約定している。(Kerr, *op. cit.*, pp. 65-66, 70; Munro, *op. cit.*, pp. 113-114, 117-119; Hamilton, *Industrial Revolution*, pp. 261-263; キャメロン, 前掲訳書, 97, 99ページ; Checkland, *op. cit.*, pp. 97-100.)
- (17) しかし, イギリス亜麻織物会社についても光を投げっておかねばならない。  
イギリス亜麻織物会社は亜麻工業を国民的規模で前貸聞屋制的に再編し, その振興を図ることを目的としていたが, その銀行業務展開の第一歩は早くも設立1年後の1747年9月に踏み出されている。受け取った亜麻糸・布にたいし一覽弘の約束手形で支払い始めたのである。その手形は同社が王立スコットランド銀行にもっていた——同行からキャッシュ・クレジットを受けていたのである——口座で支払われた。しかも, その手形の最低額面は当初5ポンドであったが, 1750年にはキャッシュ・クレジットに基づいて1ポンドや10シリングの銀行券も発行されるようになり, それらは紡績業や織物業の行われる辺境の地においても, その中心地でと同様に流通したのである。そして, のちにとりあげる「小額銀行券の熱狂」時代の1763年——7年戦争の終結に

よって、海外(ヨーロッパ大陸)での亜麻製品にたいする軍需が消滅した年である—に銀行業務への傾斜を強くし、60年代後半、亜麻工業関係者以外にも取引対象を拡げていく。しかし、銀行として正式に認められるのは、ずっと後代の1849年のことであった。(Graham, *op. cit.*, pp. 84, 103-104; Kerr, *op. cit.*, p. 61; Munro, *op. cit.*, pp. 109-110; Hamilton, *Industrial Revolution*, p. 259; do., "Failure of the Ayr Bank, 1772", *Economic History Review*, 2nd ser., vol. VIII, no. 3, 1956 (以下"Ayr Bank"と略記), p. 407; do., *Economic History*, pp. 150-152, 316; Checkland, *op. cit.*, pp. 95, 117; cf. Charles A. Malcolm, *The History of the British Linen Bank*, Edinburgh, 1950, chaps. 2-7; 北, 前掲書, 64-73ページ, 参照。]

- 018) Kerr, *op. cit.*, p. 70; Munro, *op. cit.*, p. 73; cf. Checkland, *op. cit.*, pp. 76, 91.
- 019) 田中, 前掲書, 198ページ注38。
- 020) Kerr, *op. cit.*, pp. 64, 70, 76; Clapham, *op. cit.*, I, p. 241 (邦訳 I, 275-276ページ); Hamilton, "Balance of Payments", p. 354; do., *Economic History*, p. 311; cf. Munro, *op. cit.*, p. 73. カーは、スコットランドでは1750年までに金属通貨はほとんどまったく両特許銀行の銀行券に置き換えられたことを指摘したのち、つぎのように述べている。「この国はつねに鑄貨が不足しており、両銀行によって供給される流通手段はすぐに重宝された。イングランド向けにほとんど絶え間なく正貨が流出したので、紙券が鑄貨を駆逐する傾向は強められた」(Kerr, *op. cit.*, p. 70.)
- 021) この指摘には、選択条項付銀行券の禁止はスコットランド銀行制度の信用供給能力を削ぐことになるということが含意されている。実際、1766年に現実化することで、すぐのちに論じられる。
- 022) エディンバラの両特許銀行の「業務が為替手形の割引だけに局限されていたならば、その取引はごくわずかなものにしかならなかったであろう。」(Smith, *op. cit.*, I, p. 316. (邦訳(2), 274ページ。))
- 023) 18世紀スコットランド銀行制度は、そこに先進性と後進性が同居している点で、未成熟な証券市場制度(後進性)のもとで早激的(先進的)に形成される、19世紀末ドイツにおける株式会社制度に共通していて、興味深い。
- 024) Hamilton, "Balance of Payments", pp. 349-357; do., *Economic History*, pp. 305-313.
- 025) その点、スコットランドにおける代表的産業たる亜麻工業の製品の販売用の検印を受けた量(cf. Hamilton, *Economic History*, p. 404, App. IV.)に明瞭に看取できる。
- 026) そのほか、つぎのような支出項目が追加される。輸入の激増(←中・上流階級の生活水準の向上に伴う外国奢侈品需要の増加)、増税(イングランドへの戦費の送金)、地主と貴族がロンドンで生活する習慣が広まったことに伴う支出、以上である。他方、軍隊の撤退が収入減を招いた。(Hamilton, "Balance of Payments", pp. 349-350; do., *Economic History*, p. 309.)
- 027) すなわち、1763年末の為替相場下落の直接的原因はその前年の場合とはちがって、銀行券(小額・選択条項付)の過剰発行に求められる。なお、スミスは1762年初の為

- 替相場下落の原因も銀行券の減価によるものとしている。〔Smith, *op. cit.*, I, pp. 346. (邦訳(2), 328-329ページ。)]
- (12) Graham, *op. cit.*, pp. 80-83, 106-107; Malcolm, *op. cit.*, pp. 64-65; Hamilton, *Industrial Revolution*, pp. 266-267; do., "Ayr Bank", p. 407; do., *Economic History*, pp. 314-316; Checkland, *op. cit.*, pp. 123-124.
- (12) Smith, *op. cit.*, I, p. 335. (邦訳(2), 307ページ。)
- (13) エア銀行はいかにも投機的企業として発足したようにみえるが、しかし出資者には貴族や(おもにスコットランド西部の)多くのジェントルマンが加わっている(Macpherson, *op. cit.*, III, p. 525.)ことからして、その見方は正しくないであろう。(Hamilton, "Ayr Bank", p. 408; do., *Economic History*, p. 318.) 事実、この銀行はロンドンでも評判がよく、イングランド銀行はじめ多くの個人銀行と取引することができたのである。〔Clapham, *op. cit.*, I, p. 245. (邦訳I, 280ページ。)]
- (13) Smith, *op. cit.*, I, p. 328, 329, 330-331(邦訳(2), 294, 296, 299-300ページ); Hamilton, "Ayr Bank", pp. 408-409; do., *Economic History*, p. 318; cf. Clapham, *op. cit.*, I, pp. 242-243. (邦訳I, 277ページ, 参照。)
- (13) それは信用の凭合い、スミスのいう「融通による資金調達」(raising money by circulation) という点だけでなく、採算的にも問題であった。利子と手数料が8%かかるのに、貸付利率は5%であったからである。(Hamilton, "Ayr Bank", p. 412; do., *Economic History*, p. 321.)
- (13) たとえば、販売用の検印を受けた亜麻製品の量は、1771年までほぼ一貫して増大してきていたが、翌72年以後低減し、1776年にかろうじて71年の量を上回っているにすぎない。また、輸出高(再輸出を含む)も、その1771年の水準は1799年まで超えられることはないのである。(Hamilton, *Economic History*, pp. 404-405, 414-415, *Apps*, IV, VIII.) これらは裏返していえば、1772年恐慌の深刻さを物語っている。(cf. Hamilton, "Ayr Bank", pp. 413-414; do., *Economic History*, pp. 323-324.) まさに、「スコットランドは1772年にその最初の大金融恐慌を経験したのである。」(Hamilton, *Industrial Revolution*, p. 267.)
- (14) Hamilton, "Ayr Bank", p. 411; do., *Economic History*, pp. 321-322.
- (15) Clapham, *op. cit.*, I, p. 245. (邦訳I, 279ページ。)
- (15) *ibid.*, p. 245, n. 3 (同, 279ページ注(3)); Wilson, *Commerce and Finance*, p. 178.
- (17) Hamilton, "Ayr Bank", p. 412; do., *Economic History*, p. 321.
- (18) Wilson, *Commerce and Finance*, pp. 172-176; 石坂, 前掲書, 168-169ページ。
- (18) Clapham, *op. cit.*, I, pp. 248-249 (邦訳I, 283-284ページ); Wilson, "Netherlands", pp. 124-125; do., *Commerce and Finance*, p. 179; do., *Historians*, p. 38.
- (19) Wilson, *Commerce and Finance*, p. 187.
- (19) do., "Netherlands", pp. 126-127; do., *Commerce and Finance*, p. 189; do., *Historians*, p. 139; Yogev, *op. cit.*, p. 245; Riley, *op. cit.*, pp. 195ff.; 石坂, 前掲

書, 171-172, 246-247ページ。

- (44) Henry Thornton, *An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain*, 1802, ed. with an Introduction by F. A. v. Hayek, London, 1939, rep. 1962, p. 104. [「紙券信用論」(渡辺佐平・杉本俊朗訳) 実業之日本社, 1947, 81ページ。]

## 結 言

アムステルダムでは、17世紀末という歴史的段階ですでに退蔵貨幣の動員(金融市場資金の形成)を果しつつ(→低金利の成立)、仲継貿易にたいする金融制度の発展がみられた。外国為替の集中決済制度、(商品その他)担保前貸制度にほかならない。しかし、そのような金融制度も仲継商業の衰微につれて異なった展開を遂げなければならなかった。担保前貸制度は引受信用制度にとって代われ、対イギリス証券取引が根付いてくるのである。すなわち、商品取引に即してそれぞれの段階(仲継商業の発展期、その衰退の前半期)的に形成された金融制度も、やがてそこから遊離していわば独り歩きを始め、そしてついには対イギリス証券(擬制的商品)投機に展開舞台を求め、歴史的終末期を迎えたのである。そうした18世紀アムステルダム金融制度崩壊過程の根底には、いうまでもなく、17世紀後期以来仲継商業の利害が産業的利害を抑圧し切っていたということがあった。